第３期

小松島市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

徳島県　小松島市

はじめに

少子高齢化が急速に進んでいる昨今、総人口の減少に伴う労働力人口の減少や経済成長の鈍化、社会保障制度の不安定化などが懸念されており、とりわけ少子化問題は予想を上回るペースで進行し、これ以上放置できない深刻な状況であります。

こうした現状を踏まえ、国においては令和５年４月にこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」を施行すると同時に、こどもの最善の利益を第一として、こどもの視点に立った政策を強力に進めていくことを目指し「こども家庭庁」を創設しております。こども家庭庁は「こども大綱」を令和５年１２月に閣議決定し、こども基本法に基づいたこども政策を総合的に推進する、政府全体の基本的な方針等を定めました。

また、本市においては、「子育て世代から選ばれるまち」を目指し、各ライフステージに合わせた切れ目ない子育て支援を実施するため令和４年度より「小松島市子育て世代応援プロジェクト」を掲げ、保育料の軽減をはじめとする子育て世代の経済的負担軽減を図るとともに、子育てが楽しくなる施策の充実化を進めております。

こうした取り組みを推進するとともに、令和２年度から令和６年度までを計画期間として策定された「第２期小松島市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を引き継ぎ、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子育て支援の一層の充実、保育の量的拡大・確保を図ることを目的に、このたび今後５年間を計画期間として「第３期小松島市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

今後はこの計画を実りあるものとするため、施策の実現を図り、市民の皆様のご理解とご協力を得ながら、子育て支援に取り組んでまいります。

結びにあたり、本計画策定に係るアンケート調査にご協力をいただきました保護者の皆様方をはじめ、本計画の策定にあたり大変貴重なご意見を賜りました「小松島市子ども・子育て会議」の委員の皆様方、また関係機関及び市民の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和７年３月

小松島市長　中山　俊雄

目　次

第１章　計画の基本的な考え方 1
1　計画策定の趣旨と背景 1
2　計画の法的根拠と位置づけ 2
3　計画の期間 2
4　策定体制 2
第２章　子ども・子育てを取り巻く現状 3
1　人口の推移等 3
2　子育て支援に関するアンケート調査結果の概要 10
3　計画の進捗状況･評価 22
第３章　計画の基本理念及び施策の体系 23
1　基本理念 23
2　計画の基本的方針 25
3　基本目標 27
4　施策の体系 29
第４章　教育・保育の量の見込みと確保方策 30
1　教育･保育及び地域子ども･子育て支援事業の提供区域の設定 30
2　教育･保育の量の見込みと確保方策等 32
3　地域子ども･子育て支援事業の量の見込みと確保方策等 34
第５章　子ども・子育て支援事業 50
基本目標1　地域における子育ての支援 50
基本目標2　子どもや母親の健康確保と健康増進 54
基本目標3　子どもの健やかな心身を育む教育･保育環境の整備 59
基本目標4　子育てを支援する生活環境の整備 61
基本目標5　仕事･子育てが両立できる環境の整備 63
基本目標6　要保護児童等への対応などきめ細やかな取り組みの推進 64
第６章　計画の推進体制 68
1　計画の推進に向けて 68
2　施設整備の状況について 69
3　計画の評価･確認等 69
資料編 70
1　小松島市子ども･子育て会議条例 70
2　小松島市子ども･子育て会議委員名簿 73
3　策定までのスケジュール 74

第１章　計画の基本的な考え方

１　計画策定の趣旨と背景

国においては、子ども・子育て支援として、平成 27 年４月に施行された「子ども・子育て支援新制度」のもと、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援などを総合的に推進してきました。特に、全国的な課題となっていた待機児童については、「子育て安心プラン」（平成 29 年６月）等に基づき保育の受皿整備が進められ、令和５年４月現在、全国の８割以上の自治体で解消されました。

一方で、出生数の減少が予測を上回る速度で進行し、人口減少が急速に進んでいます。令和５年の出生数は 72 万 7,277 人で、統計開始以来最少の数字となり、合計特殊出生率も 1.20 と過去最低となりました。少子高齢化により、労働力人口の減少、社会保障負担の増加、地域社会の活力低下等の課題は深刻さを増しています。

また、子どもを取り巻く状況に目を向けると、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策による外出自粛や行動制限による交流・交友機会の激減は、孤独・孤立を加速させ、子育て世代や子どもにも深刻な影響をもたらし、令和４年には児童虐待相談や不登校、児童生徒の自殺が過去最多となりました。

こうした状況をふまえ、国においては、すべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的として、令和５年４月に「こども基本法」が施行され、令和５年 12 月に「こども大綱」が閣議決定されました。これにより、子どもを産み育てやすい環境の整備を加速化するとともに、子どもの命や安全を守る施策を強化し、子どもの視点に立って、子どもをめぐる様々な課題に適切に対応するための体制整備が進められています。

このような状況のなか、本市では、令和２年３月に「第２期小松島市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第２期計画」という。）を策定し、保育ニーズの増加により課題となっていた待機児童の解消と市内全体の教育・保育環境の充実を目指して、本市の実情に合わせた子育て支援を推進するとともに、令和６年度、産後ケア事業の実施や母子保健事業と子育て支援事業を一体的に提供するこども家庭センターの設置に取り組むなど、子育て世代や子どもに対する支援の充実を図ってきました。

この度、第２期計画の期間が令和６年度で満了することから、子ども・子育て支援法や児童福祉法の改正、こども基本法の施行等、根拠となる法律や関連する法律の動向をふまえ、子どもの健やかな成長と自立を支援する小松島市の実現を目指し、「第３期小松島市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を新たに策定します。

２　計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援対策推進法」第８条に規定する「市町村行動計画」として策定するもので、本市の一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会を実現するため、子どもと子育て家庭を社会全体で支援することを目的とした計画です。なお、本計画は、少子化解消推進対策とも深く関わりを持つため、次世代育成支援対策推進法に基づく「小松島市次世代育成支援後期行動計画」の考え方を継承するものとし、計画の一部には「放課後児童対策パッケージ」をふまえます。

本計画の推進にあたっては、本市の将来ビジョンを掲げ、市民と行政が協働で地域特性をいかした新たなまちづくりに取り組むための「小松島市第６次総合計画」を最上位計画に位置づけ、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に施策を展開します。

３　計画の期間

本計画の期間は、令和７年度から令和 11 年度までの５か年とします。中間年度には当初に策定した量の見込みと実績値を比較し、見直しが必要な場合は要因を分析し、見直しを行います。計画最終年度である令和 11 年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

また、本計画期間中に小学校の統合再編による新小学校の開校や、公立就学前教育・保育施設の統合再編による新公立認定こども園の開園を予定していることから、進捗に応じて計画の見直しを行うこととします。

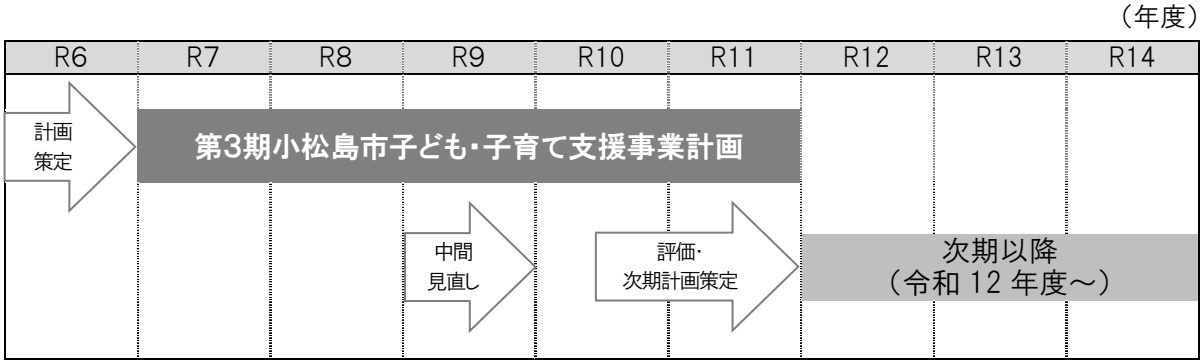

４　策定体制

本計画が本市の現状を反映し、今後の子ども・子育て支援施策の方向性を正しく示した内容となるよう、学識経験者、児童福祉分野の各関係者等から構成される「小松島市子ども・子育て会議」を設置し、本計画案について検討を重ねました。

第２章　子ども・子育てを取り巻く現状

１　人口の推移等

（１）人口の推移と推計（人口３区分と児童数の推移と推計）

小松島市の総人口は緩やかな減少傾向を続けており、今後もその傾向が続くものと予測されているため、本計画では効率的・効果的な行政の実現に向けた事業や取り組みを推進していきます。

０～14 歳人口（年少人口）についても同様の傾向にあり、本計画の推進期間である令和 11 年３月末においては、令和２年３月末時点と比較して 1,252 人減少（33.1％減）することが予測されています。

■人口３区分の推移と推計

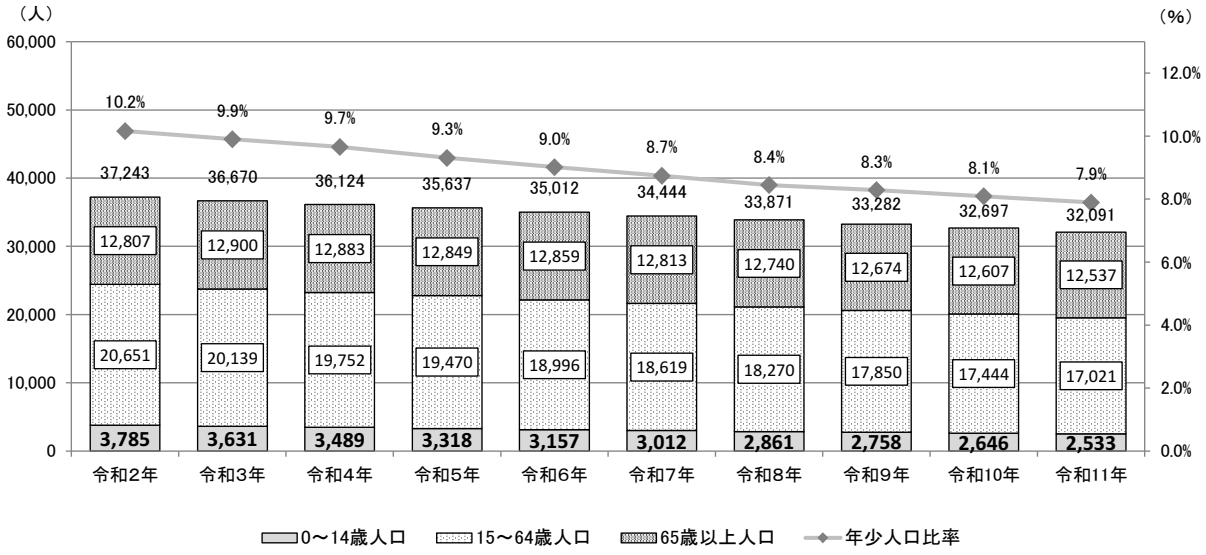

資料：住民基本台帳≪各年３月末日現在≫
※人口推計は実績人口をもとにコーホート変化率法により算出

児童数については令和７年３月末には 4,000 人を下回ることが予測され、令和 11 年３月末には、令和２年３月末時点と比較して 1,506 人減少（31.8%減）することが予測されています。人口区分別にみると、特に６-11 歳の減少が大きく、550 人減少（34.8%減）することが予測されています。

■児童数の推移と推計

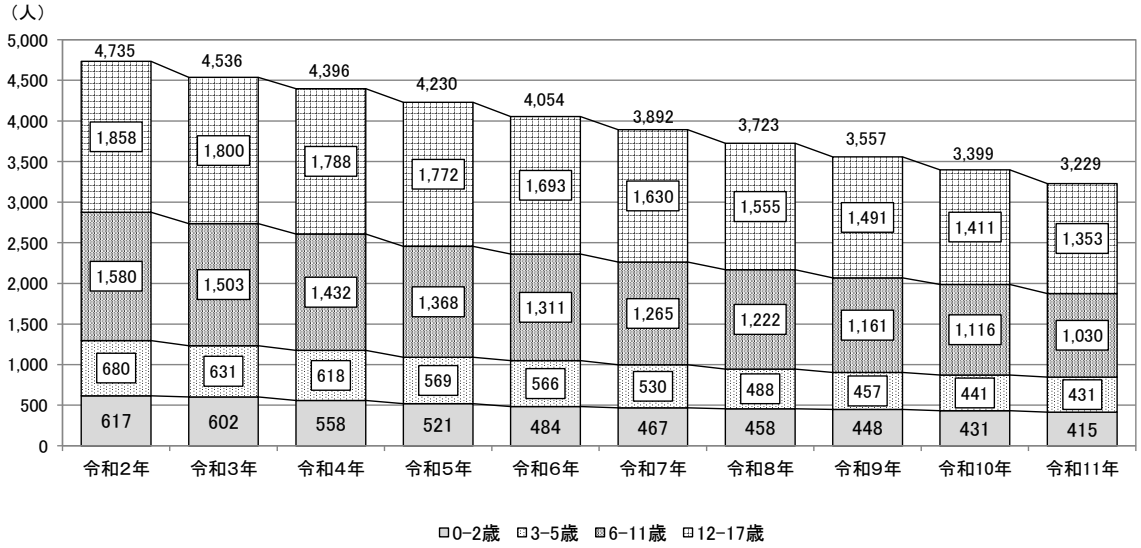

資料：住民基本台帳≪各年３月末日現在≫
※人口推計は実績人口をもとにコーホート変化率法により算出

（２）出生の動向

出生率の推移をみてみると、小松島市の出生率は、全国平均、県平均と比較すると低位に推移しています。

■出生率・出生数の推移と比較

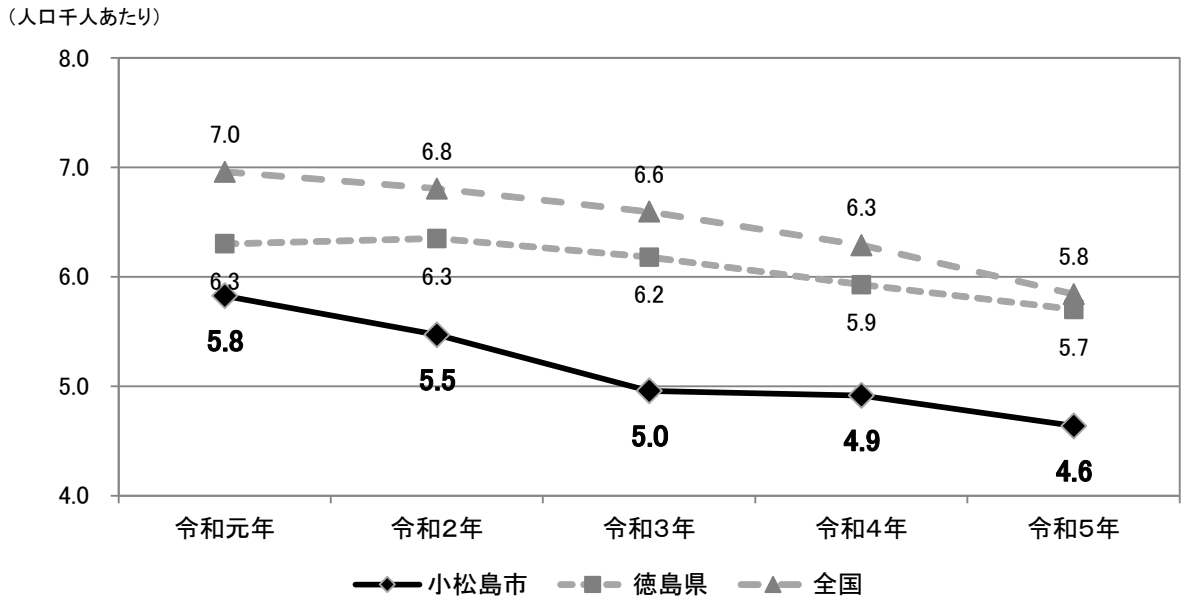

≪小松島市≫	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
出生数（人）	213	197	176	172	160
人口（人）	36,560	36,017	35,509	35,000	34,505
出生率（人口千人あたり）	5.8	5.5	5.0	4.9	4.6

≪徳島県≫	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
出生数（人）	4,582	4,560	4,386	4,161	3,951
人口（人）	727,281	718,136	709,786	701,962	693,084
出生率（人口千人あたり）	6.3	6.3	6.2	5.9	5.7

≪全国≫	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
出生数（人）	884,767	861,844	830,322	788,650	727,277
人口（人）	127,138,033	126,654,244	125,927,902	125,416,877	124,516,877
出生率（人口千人あたり）	7.0	6.8	6.6	6.3	5.8

資料：徳島県人口移動調査年報（徳島県統計戦略課）【小松島市・徳島県数値】
令和５年は人口動態統計月報年計（概数）の概況【国数値：令和５年は概算】

（３）世帯の状況

令和２年の国勢調査によると、小松島市の一般世帯数は 15,104 世帯で、そのうち「0～5 歳の子どもがいる世帯」は 6.1%（928 世帯）と県平均（6.8%）よりもやや低位となっています。また、「6～11 歳の子どもがいる世帯」は 5.5%（825 世帯）で全国平均（5.9%）・県平均（5.4%）とほぼ同位、またはやや低位、「12～17 歳の子どもがいる世帯」については 6.2%（942 世帯）で、全国平均（5.8%）・県平均（5.6%）よりもやや上位となっています。

■子どもがいる世帯の割合（令和２年）

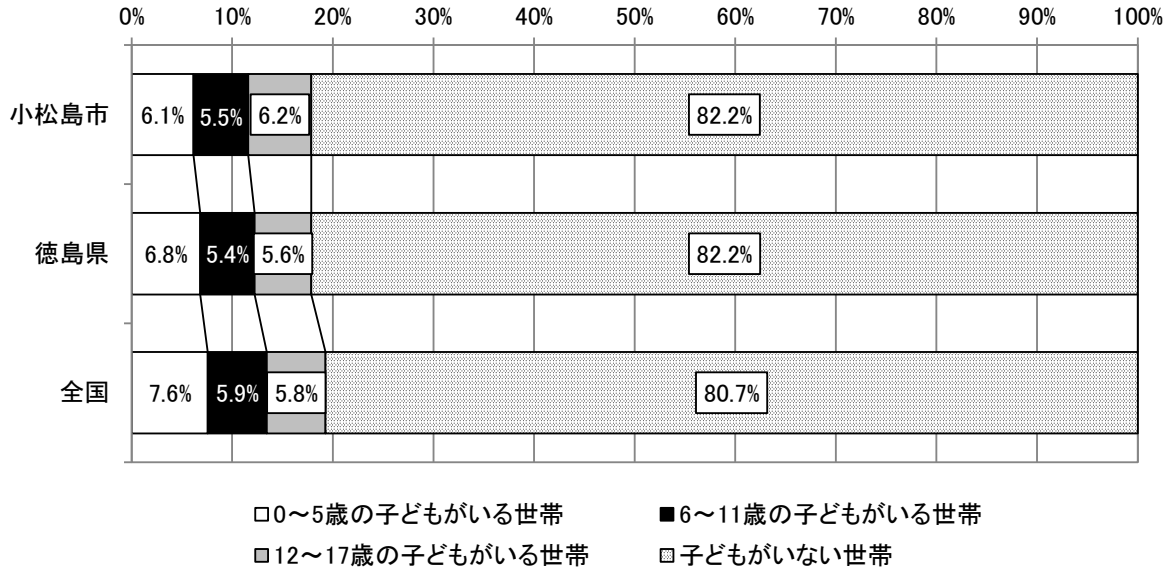

資料：国勢調査（令和２年）

子ども（18 歳未満）のいる世帯のうち、父母と子の割合は 69.1%となっており、全国平均（75.7%）・県平均（70.7%）よりも低位となっています。父子家庭が 1.0%、母子家庭が 10.3%と、全国平均・県平均（ともに父子家庭 1.0%・母子家庭 10.1%）と同位となっています。

■18 歳未満の子どもがいる世帯の世帯類型別割合（令和２年）

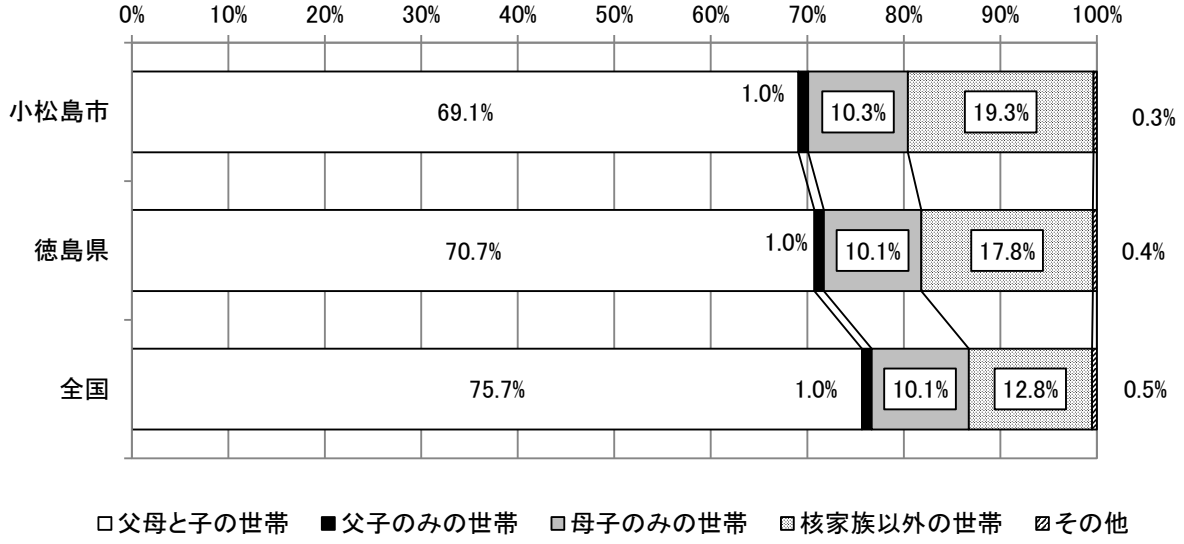

資料：国勢調査（令和２年）

（４）女性の就労状況

令和２年の 20～49 歳の女性の就業率についてみると、20～49 歳すべての年代で、全国平均より上位となっています。また県平均と比較すると、20～24 歳を除いたすべての年代で女性の就業率は低位となっています。

■女性の年齢別就業率（令和２年：20～49 歳抽出）

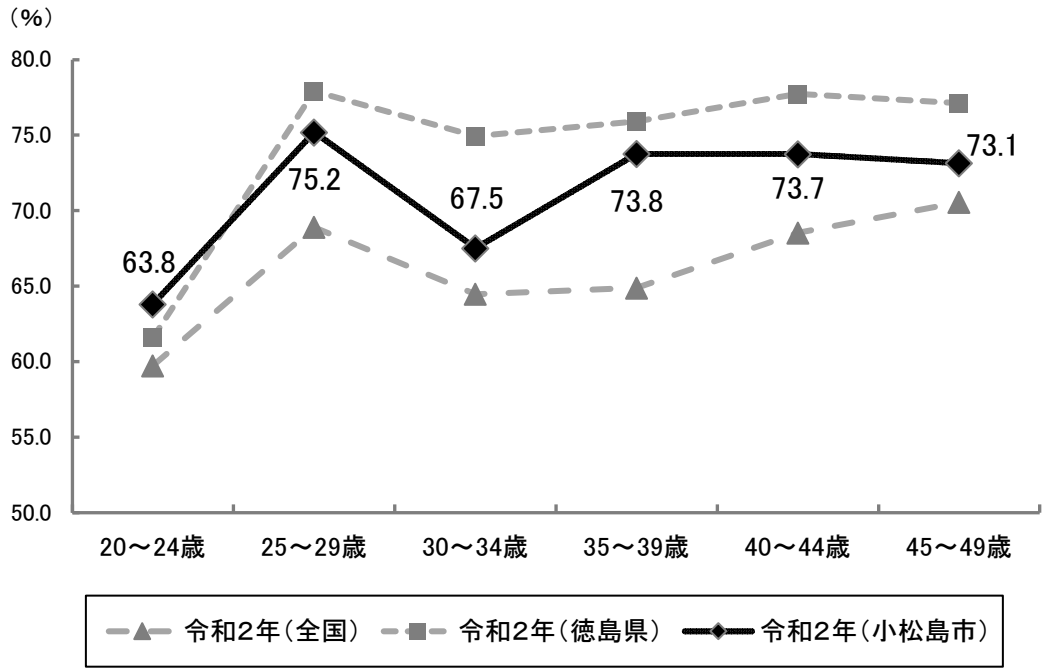

資料：国勢調査（令和２年）

過去の統計（平成 22 年・平成 27 年）と比較すると、20～29 歳の年代で、過去の各年度より上位となっており、30～44 歳では就業率が過去年度より低位または同位となるも、45～49 歳では再び就業率が過去年度を上回るかたちで上昇しています。

女性の就業率の上昇は、仕事と育児等との両立支援のための、保育所等の育児基盤の整備や、昭和 60 年に制定された「男女雇用機会均等法」の社会的浸透、平成 22 年に改正された「育児・介護休業法」をはじめとした労働者に関する法整備が大きな要因と考えられます。

■女性の年齢別就業率（平成 22 年～令和２年比較：20～49 歳抽出）

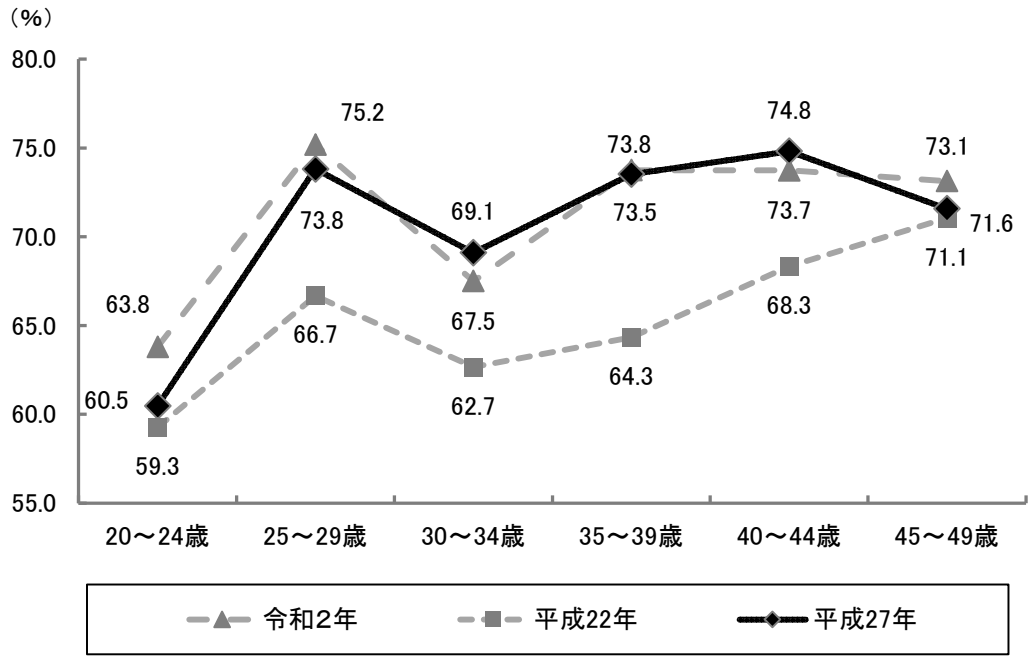

２　子育て支援に関するアンケート調査結果の概要

（１）調査概要

■調査対象者：小松島市在住の「就学前児童」のいる世帯・保護者（就学前児童調査）
小松島市在住の「１年生から３年生までの小学生児童」のいる世帯・保護者（小学生児童調査）※きょうだい児童がいる世帯は、年少の児童（保育所児）を対象

■調 査 方 法：保育所、認定こども園及び幼稚園に通所（園）している世帯へは、各施設を通じて調査票を配付回収。在宅児童世帯や就学児童世帯へは、郵送により調査票を配付回収。

■調 査 期 間：令和６年１月 16 日（火）～１月 31 日（水）

■回 収 結 果：

	配付数	有効回収数	有効回収率
就学前児童保護者	875 件	674 件	77.0%
小学生保護者	356 件	219 件	61.5%

（２）結果の概要

① 子どもは社会全体で育てるべきか

子どもは社会で育てるべきかうかがったところ、全体では就学前児童の保護者・小学生の保護者ともに「ややそう思う」の回答割合が最も高くなっています。

就学前児童の保護者について、母親の就労状況別では、いずれの区分においても「ややそう思う」の回答割合が高くなっています。

利用事業別にみると、いずれの区分においても「ややそう思う」の回答割合が最も高くなっています。

また、子どもをみてもらえる親族・知人の有無別にみると、[いずれもいない] と回答した人については「あまり思わない」の回答割合が高くなっています。

小学生の保護者について、子どもの学年別にみると、いずれの区分においても「ややそう思う」の回答割合が最も高くなっています。また、母親の就労状況別にみても、「ややそう思う」の回答割合が最も高くなっています。

また、子どもをみてもらえる親族・知人の有無別にみると、[いずれもいない] と回答した人については「あまり思わない」の回答割合が高くなっています。

（※父親の就労状況別については、就学前児童の保護者・小学生の保護者ともに、「フルタイムでの就労」が回答者の９割以上であり、就労による意見の違いがみられなかったため、各項目の結果から割愛しています。

■アンケート回答結果（子どもは社会全体で育てるべきか）

□就学前児童保護者（全体）

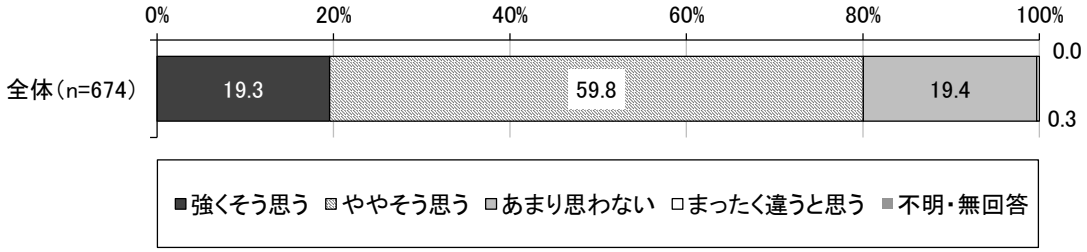

□就学前児童保護者（母親の就労状況別・利用事業別）

単位：%		強くそう思う	ややそう思う	あまり思わない	まったく違うと思う	不明・無回答
全体（n=674）		19.3	59.8	19.4	1.2	0.3
母親の就労状況別	フルタイムで就労（n=275）	21.8	61.1	15.6	1.1	0.4
	フルタイムで就労しているが、産休、育休、介護休業中（n=73）	26.0	65.8	8.2	0.0	0.0
	パートタイム・アルバイト等で就労（n=226）	15.5	60.2	22.1	1.8	0.4
	パートタイム・アルバイト等で就労しているが、産休、育休、介護休業中（n=18）	27.8	50.0	16.7	5.6	0.0
	以前は就労していたが、現在は就労していない（n=75）	14.7	48.0	37.3	0.0	0.0
	これまで就労したことがない（n=4）	0.0	75.0	25.0	0.0	0.0
	母親はいない（n=2）	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
利用事業別	公立幼稚園（n=29）	34.5	55.2	10.3	0.0	0.0
	私立幼稚園（n=31）	22.6	58.1	19.4	0.0	0.0
	公立認可保育所（園）（n=104）	13.5	63.5	21.2	1.9	0.0
	私立認可保育所(園)（n=102）	14.7	63.7	19.6	2.0	0.0
	公立認定こども園（n=67）	22.4	62.7	11.9	3.0	0.0
	私立認定こども園（n=234）	20.9	58.1	19.2	0.9	0.9
	その他（n=29）	17.2	62.1	20.7	0.0	0.0

□就学前児童保護者（子どもをみてもらえる親族・知人の有無）

単位：%		強くそう思う	ややそう思う	あまり思わない	まったく違うと思う	不明・無回答
全体（n=674）		19.3	59.8	19.4	1.2	0.3
親戚や知人の有無	日常的に祖父母等の親族にみてもらえる（n=222）	18.9	62.2	17.6	0.9	0.5
	緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる（n=423）	19.6	60.0	18.9	0.9	0.5
	日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる（n=7）	28.6	71.4	0.0	0.0	0.0
	緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる（n=38）	26.3	47.4	23.7	2.6	0.0
	いずれもいない（n=68）	16.2	51.5	30.9	1.5	0.0

□小学生保護者（全体）

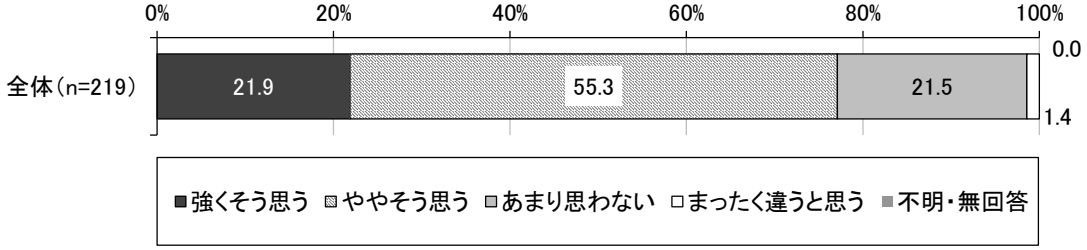

□小学生保護者（子どもの学年別・母親の就労状況別）

単位：%		強くそう思う	ややそう思う	あまり思わない	まったく違うと思う	不明・無回答
全体（n=219）		21.9	55.3	21.5	0.0	1.4
子どもの学年別	1年（n=79）	17.7	55.7	24.1	0.0	2.5
	2年（n=62）	21.0	56.5	21.0	0.0	1.6
	3年（n=78）	26.9	53.8	19.2	0.0	0.0
母親の就労状況別	フルタイムで就労（n=105）	24.8	56.2	18.1	0.0	1.0
	フルタイムで就労しているが、産休、育休、介護休業中（n=1）	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	パートタイム・アルバイト等で就労（n=87）	19.5	57.5	21.8	0.0	1.1
	以前は就労していたが、現在は就労していない（n=17）	23.5	47.1	29.4	0.0	0.0
	これまで就労したことがない（n=2）	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0
	母親はいない（n=5）	20.0	40.0	20.0	0.0	20.0

□小学生児童保護者（子どもをみてもらえる親族・知人の有無）

単位：%		強くそう思う	ややそう思う	あまり思わない	まったく違うと思う	不明・無回答
全体（n=219）		**21.9**	**55.3**	21.5	0.0	1.4
親戚や知人の有無	日常的に祖父母等の親族にみてもらえる（n=84）	**27.4**	**53.6**	19.0	0.0	0.0
	緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる（n=121）	17.4	**59.5**	**21.5**	0.0	1.7
	日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる（n=6）	**16.7**	**50.0**	**16.7**	0.0	**16.7**
	緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる（n=19）	**36.8**	26.3	**31.6**	0.0	5.3
	いずれもいない（n=20）	25.0	**45.0**	**30.0**	0.0	0.0

②子育てについて不安や負担を感じる理由

子育てについて不安や負担を感じる理由についてうかがったところ、就学前児童の保護者・小学生の保護者ともに「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きいから」の回答割合が最も高くなっています。次いで割合が高い回答についても就学前児童の保護者・小学生の保護者ともに「仕事と子育ての両立が難しいから」となっています。

第２期計画策定時における調査では、就学前児童の保護者の回答において「子どもの教育やいじめなどが心配だから」「子どもに関する犯罪や事故が増加していると感じるから」の回答割合が高かったものの、今回の調査では回答割合が低くなっています。

母親の就労状況別にみると、就学前児童保護者・小学生保護者ともに［フルタイムで就労］［パートタイム・アルバイト等で就労］において「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きいから」の回答割合が最も高くなっています。

■アンケート回答結果（子育てについて不安や負担を感じる理由）

□就学前児童保護者（全体）

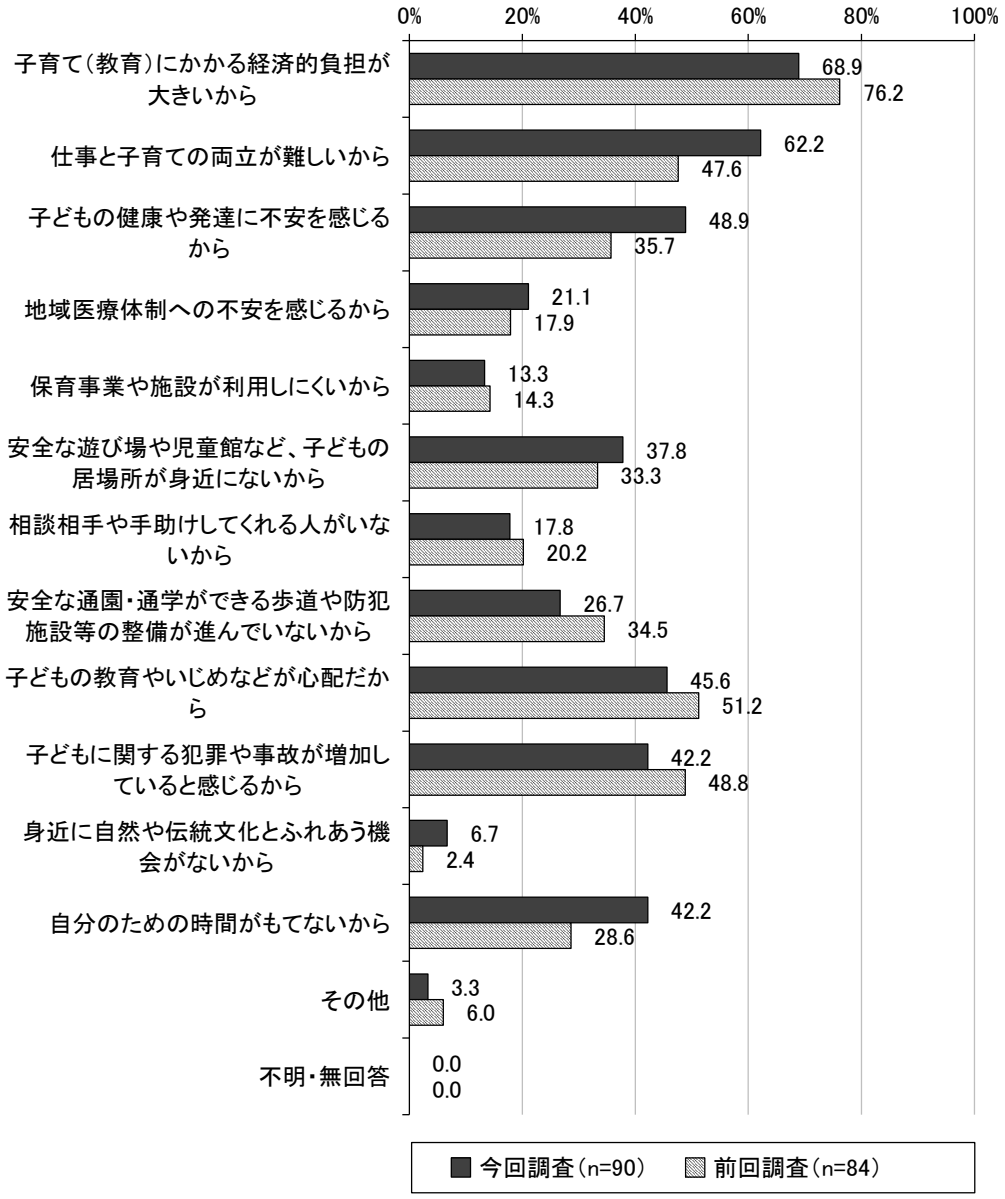

□就学前児童保護者（母親の就労状況別）

単位：%		子育て（教育）にかかる経済的負担が大きいから	仕事と子育ての両立が難しいから	子どもの健康や発達に不安を感じるから	地域医療体制への不安を感じるから	保育事業や施設が利用しにくいから	安全な遊び場や児童館など、子どもの居場所が身近にないから	相談相手や手助けしてくれる人がいないから	安全な通園・通学ができる歩道や防犯施設等の整備が進んでいないから	子どもの教育やいじめなどが心配だから	子どもに関する犯罪や事故が増加していると感じるから	身近に自然や伝統文化とふれあう機会がないから	自分のための時間がもてないから	その他	不明・無回答
全体（n=90）		68.9	62.2	48.9	21.1	13.3	37.8	17.8	26.7	45.6	42.2	6.7	42.2	3.3	0.0
母親の就労状況別	フルタイムで就労（n=30）	66.7	63.3	50.0	26.7	13.3	26.7	13.3	26.7	43.3	33.3	6.7	43.3	3.3	0.0
	フルタイムで就労しているが、産休、育休、介護休業中（n=5）	60.0	80.0	20.0	0.0	20.0	60.0	0.0	0.0	40.0	60.0	0.0	60.0	0.0	0.0
	パートタイム・アルバイト等で就労（n=38）	71.1	65.8	57.9	18.4	13.2	36.8	23.7	23.7	50.0	47.4	5.3	36.8	2.6	0.0
	パートタイム・アルバイト等で就労しているが、産休、育休、介護休業中（n=4）	75.0	75.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	75.0	25.0	0.0	25.0	0.0	0.0
	以前は就労していたが、現在は就労していない（n=10）	70.0	40.0	30.0	40.0	10.0	70.0	20.0	50.0	40.0	60.0	10.0	60.0	0.0	0.0
	これまで就労したことがない（n=2）	50.0	50.0	50.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	50.0	0.0
	母親はいない（n=1）	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

■アンケート回答結果（子育てについて不安や負担を感じる理由）

□小学生保護者（全体）

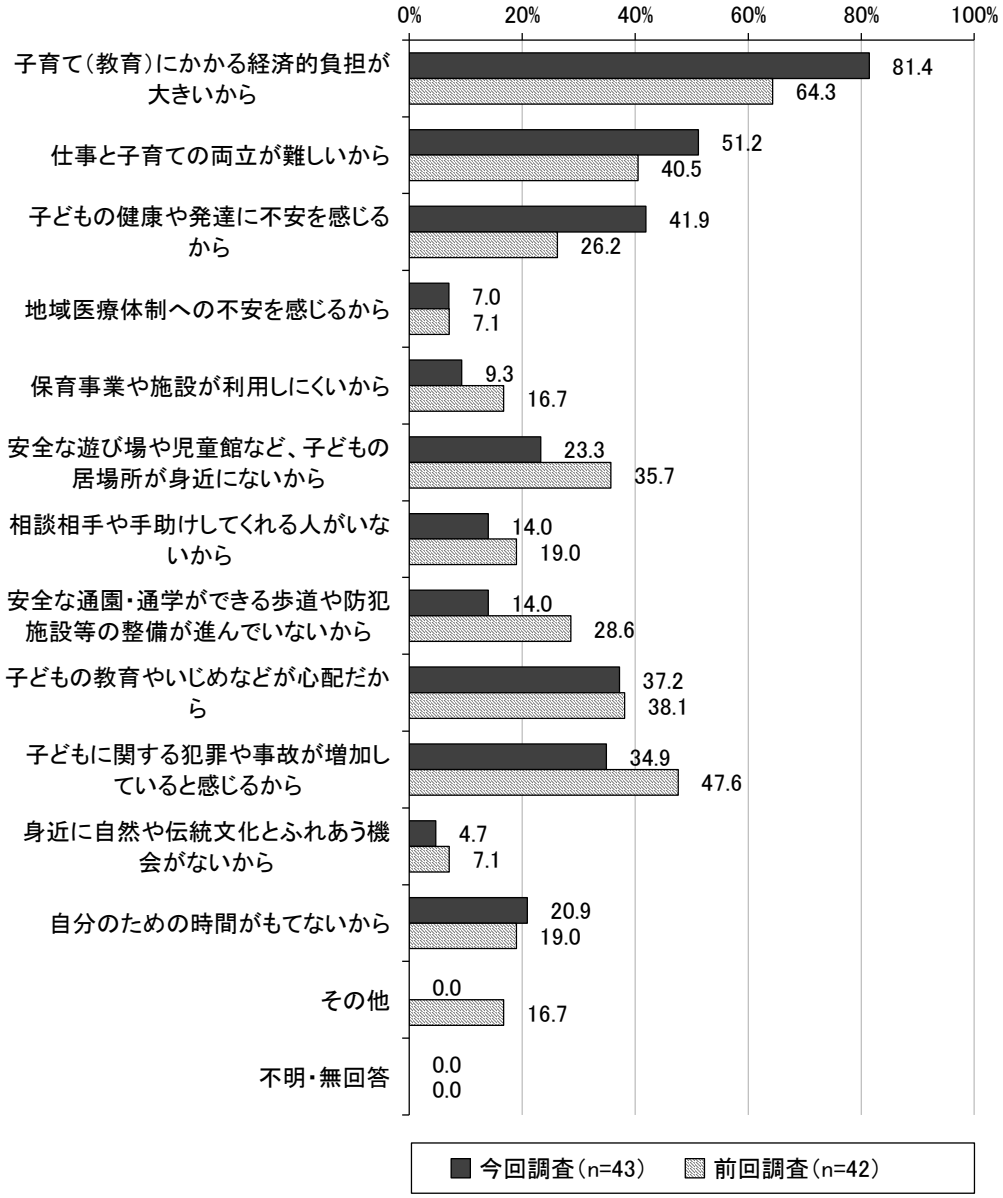

□小学生保護者（母親の就労状況別）

単位：%		子育て（教育）にかかる経済的負担が大きいから	仕事と子育ての両立が難しいから	子どもの健康や発達に不安を感じるから	地域医療体制への不安を感じるから	保育事業や施設が利用しにくいから	安全な遊び場や児童館など、子どもの居場所が身近にないから	相談相手や手助けしてくれる人がいないから	安全な通園・通学ができる歩道や防犯施設等の整備が進んでいないから	子どもの教育やいじめなどが心配だから	子どもに関する犯罪や事故が増加していると感じるから	身近に自然や伝統文化とふれあう機会がないから	自分のための時間がもてないから	その他	不明・無回答
全体（n=43）		81.4	51.2	41.9	7.0	9.3	23.3	14.0	14.0	37.2	34.9	4.7	20.9	0.0	0.0
子どもの学年別	1年（n=19）	68.4	47.4	57.9	5.3	10.5	21.1	15.8	21.1	31.6	36.8	0.0	31.6	0.0	0.0
	2年（n=11）	100.0	45.5	18.2	0.0	18.2	36.4	0.0	9.1	36.4	18.2	9.1	0.0	0.0	0.0
	3年（n=13）	84.6	61.5	38.5	15.4	0.0	15.4	23.1	7.7	46.2	46.2	7.7	23.1	0.0	0.0
母親の就労状況別	フルタイムで就労（n=17）	88.2	47.1	35.3	5.9	5.9	11.8	17.6	11.8	35.3	35.3	0.0	23.5	0.0	0.0
	パートタイム・アルバイト等で就労（n=19）	73.7	52.6	36.8	10.5	10.5	26.3	10.5	15.8	31.6	36.8	5.3	15.8	0.0	0.0
	以前は就労していたが、現在は就労していない（n=5）	100.0	60.0	60.0	0.0	20.0	20.0	20.0	20.0	40.0	20.0	20.0	20.0	0.0	0.0
	これまで就労したことがない（n=1）	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	母親はいない（n=1）	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0

③最も望んでいる子育て支援策

就学前児童の保護者について、最も望んでいる子育て支援策についてうかがったところ、「仕事と子育てが両立できる職場環境の整備」の回答割合が最も高く、次いで「安全な通園・通学ができる歩道等の整備促進」の回答割合が高くなっています。

小学生児童の保護者については、「安全な通園・通学ができる歩道等の整備促進」の回答割合が最も高く、次いで「仕事と子育てが両立できる職場環境の整備」の回答割合が高くなっています。

■アンケート回答結果（最も望んでいる子育て支援策）

□就学前児童保護者・小学生児童保護者（全体）

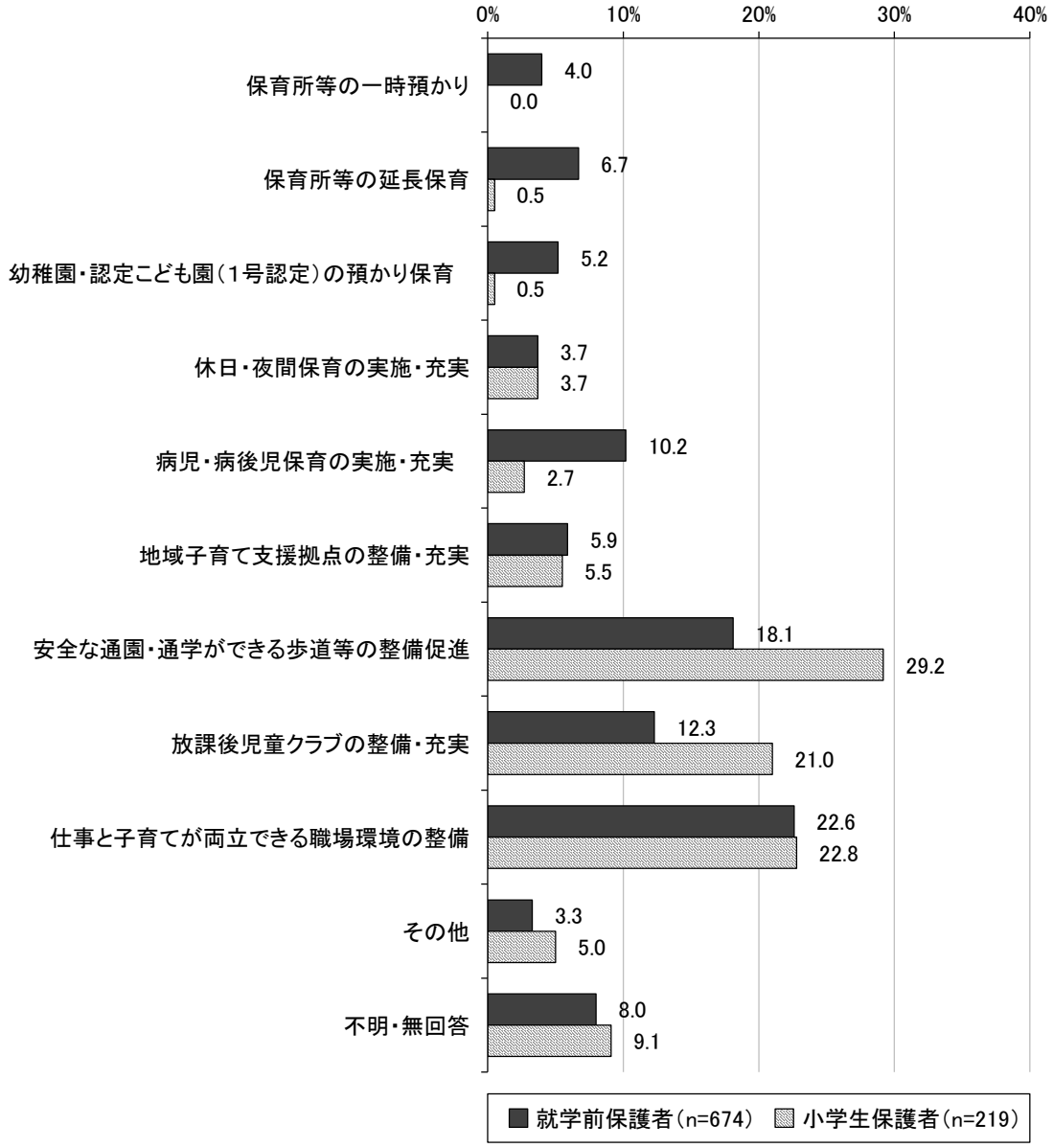

④子どもを取り巻く環境を改善するために必要なこと

子どもを取り巻く環境を改善するために必要なことについてうかがったところ、最も回答割合が高かったのは就学前児童の保護者・小学生の保護者ともに第２期計画策定時における調査時と同じく「子どもが安心して遊べる公園等の整備」となっています。次いで、「仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備」の回答割合が高くなっています。

■アンケート回答結果（子どもを取り巻く環境を改善するために必要なこと）

□就学前児童保護者・小学生児童保護者（全体）

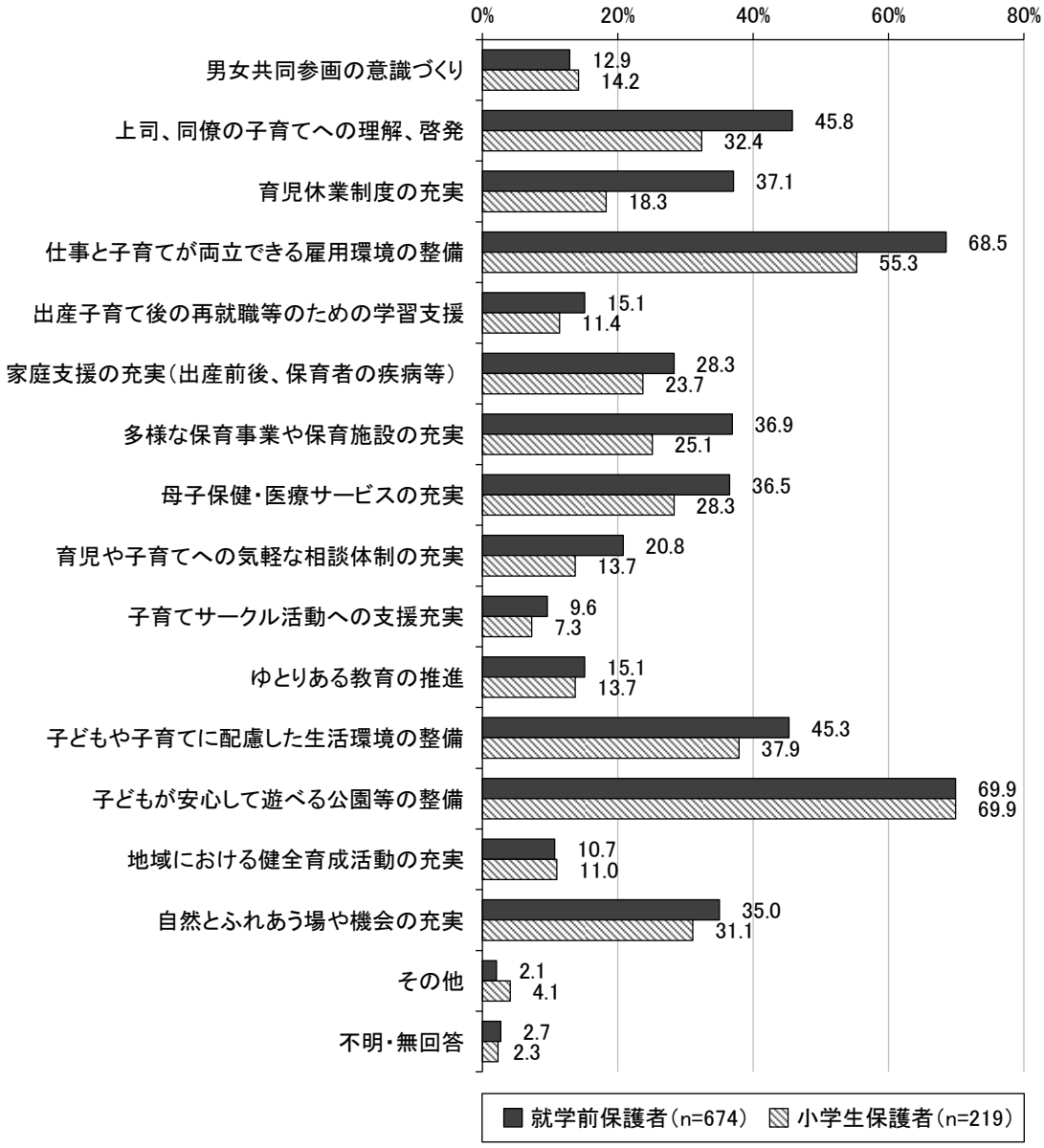

⑤子どもの権利に関する認知度について

子どもの権利に関する認知度についてうかがったところ、最も回答割合が高かったのは就学前児童の保護者では「聞いたことはある」、小学生保護者では「ある程度知っている」となっています。次いで、就学前児童の保護者にでは「ある程度知っている」、小学生保護者では「聞いたことはある」の回答割合が高くなっています。

■アンケート回答結果（子どもの権利に関する認知度について）

□就学前児童保護者・小学生児童保護者

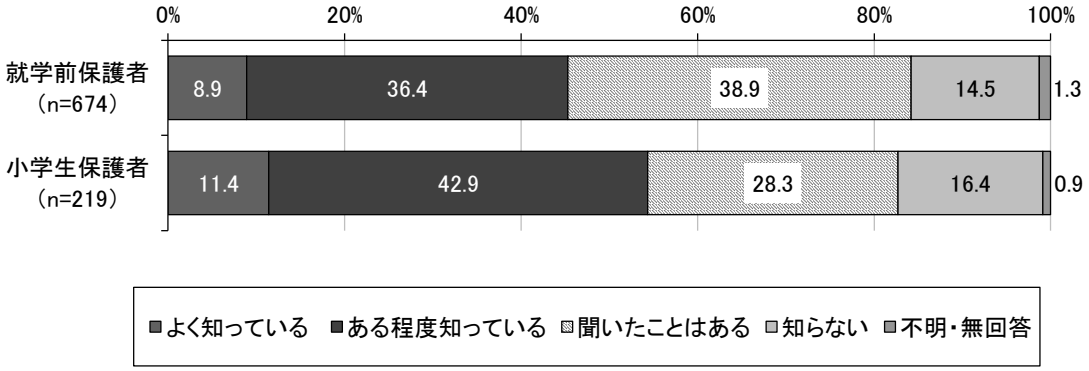

３　計画の進捗状況・評価

■第２期計画の目標事業量の状況

事業名		単位	実績値				計画値
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特定教育・保育施設	教育	人	93	84	78	62	125
	保育	人	857	855	805	766	855
延長保育事業		人	189	159	172	139	350
放課後児童健全育成事業（８区域計）	低学年	人	249	246	253	255	361（合計）
	高学年	人	87	104	75	106	
子育て短期支援事業		人日	12	28	25	124	70
地域子育て支援拠点事業		人回	4,760	5,305	7,195	7,514	15,120
一時預かり事業	幼稚園の預かり事業	人日	4,098	5,826	5,808	5,160	32,340
	その他一時預かり	人日	1,104	983	1,029	818	11,600
病児・病後児保育事業		人日	100	81	85	176	322
ファミリー・サポート・センター事業（広域で実施）		人日	163	163	150	363	350
妊婦健診事業		人	302	302	253	251	311
乳児家庭全戸訪問事業		人	87	53	53	46	46
養育支援訪問事業		人	0	0	0	0	5
利用者支援事業		か所	1	2	2	3	2

第３章　計画の基本理念及び施策の体系

１　基本理念

小松島市では、小松島市第６次総合計画に引き続き令和４年度に改訂した後期基本計画においては、目標とする都市像として“未来へ輝く　希望と信頼のまち　こまつしま”をテーマとし、子ども、若者、高齢者が、世代を超えて意欲が持てる「希望」に満ちたまちづくり、市民からの「信頼」が得られるまちづくりを推進しています。

あわせて、「ひとりひとりが輝けるまちづくり」「未来への活力を育むまちづくり」「安全・安心で快適に暮らせるまちづくり」「みんなで創るまちづくり」を政策として掲げ、目標とする都市像の実現に向けて様々な取り組みが進められています。

子育てに関する取り組みについては、「ひとりひとりが輝けるまちづくり」の基本目標「子育てしやすいまちづくり」のなかで、目標を達成するための施策として「児童福祉・子育て支援の充実」を掲げ、具体的な取り組みを進めてきました。

また、第１期小松島市子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法の趣旨をふまえるとともに、本格的な人口減少社会に突入した社会情勢のなかで、小松島市の未来を切り開いていく子どもたちが小松島を愛し、幅広い国際性と社会性を身につけた人間性豊かな心を持った大人に成長し、夢や希望をかなえることができるよう、地域住民、各種団体、学校、企業、行政で支え合い、やさしさあふれるまちをつくっていくことを目指し、「みんなの支え合い・助け合いで　子どもが輝く　大人が輝く　まちが輝く　こまつしま」という基本理念を掲げました。この基本理念をもとに、「地域における子育ての支援」「子どもや母親の健康確保と健康増進」「子どもの健やかな心身を育む教育・保育環境の整備」「子育てを支援する生活環境の整備」「仕事・子育てが両立できる環境の整備」「要保護児童等への対応などきめ細やかな取り組みの推進」という６つの基本目標を設定し、取り組みを進めてきたところです。

本計画では、これまでの計画理念や目標は普遍的なものとして継承しながら、子ども・子育て支援法や児童福祉法の改正、こども基本法の施行をふまえ、子どもの最善の利益が保障される「こどもまんなか社会」の実現を目指し、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業等の提供に取り組むとともに、地域と連携し子どもや子育て世帯を支える体制の充実を図るものとします。

基本理念

◆本市の子ども・子育て支援に関する取り組みについては、市の最重要課題の一つである「少子化対策」を目的とするものであると同時に、児童の権利に関する条約の基本原則である「子どもの最善の利益」が実現される地域社会を目指すものとします。

◆子ども・子育て支援法に明記されている「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本認識のもと、家庭は教育の原点であり、出発点であると考え、小松島市の子育て支援を進めます。

◆子育て家庭だけではなく、地域全体で次代を担う子どもたちを育てていくことのできる環境づくり、子どもが地域社会の一員として郷土に愛着を持ちながら、のびのびと育つことのできる地域づくりが必要です。

◆子どもたちが小松島市との結びつきを大切にしながら、幅広い社会性を身につけた人間性豊かな心を持った大人に成長し、夢や希望をかなえることができるよう、市民が一体となって、輝ける未来のまちをつくっていくことを基本的な理念とします。

みんなの支え合い・助け合いで

子どもが輝く　大人が輝く　未来が輝く　こまつしま

２　計画の基本的方針

計画推進にあたっての基本的な方針について、第２期計画の視点を継承するとともに、「子ども・子育て支援法」の理念等をふまえながら子どもや子育て家庭に係る各施策に取り組みます。

基本方針

①すべての子どもとその家庭への支援

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。すべての子どもが健やかに成長し自分らしい幸せを実現できるように、自立した個人として尊重され、それぞれの個性と能力がいかされるようすべての住民が「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）に定められた子どもの最善の利益を尊重する地域社会の形成を目指します。

また、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、子どものより良い育ちを実現することが可能となります。そのために、親としての自覚と責任を高めつつ、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みを進めます。

②妊娠・出産期からの切れ目のない支援

教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量の両面にわたり充実させるため、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

そのためにも、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援に努めます。

③地域社会全体で子育てを支援

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての市民が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、協働のうえ、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情をふまえ、子どもの成長にとってよりよい環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支え合うことができるような仕組みづくりの構築に努めます。

④安心して仕事・子育てを両立することができる環境づくりへの支援

すべての市民が働きやすく、仕事と子育て・家庭生活や、地域生活の両立ができる環境づくりが必要です。子育て家庭の親に対しては様々な保育サービスを充実することにより、安心して仕事・子育てを両立することができる環境づくりへの支援に取り組みます。

また、「第３次小松島市男女共同参画計画～こまつしま女（ひと）と男（ひと）のハーモニープラン３」に基づき、性別的役割分担にとらわれない職場環境づくりを推進するとともに、教育分野と連携した包括的な子育て支援を推進します。

⑤「住んでよかった」「住み続けたい」地域ぐるみの子育て支援

本市は、自然、歴史、文化、産業など、かけがえのない財産が豊富に存在するなか、多くの人たちの努力により発展を続けてきました。また、子育て支援においても多くの地域住民や関係団体等との連携により、未来を担う子どもたちを地域ぐるみで健やかに育んできました。

これらの資源の活用を図り、小松島に住むすべての子どもたちが、それぞれが主体性を持っていきいきと輝いて生活することができ、心から「住んでよかった」「住み続けたい」と思える、夢と希望のある営みへとつながっていく取り組みの推進に努めます。

３　基本目標

基本理念を目指し、次の基本目標を掲げて、小松島市の子育てに関する取り組みを推進していきます。基本目標についても基本理念と同様、第２期小松島市子ども・子育て支援事業計画を継承し、次のとおり設定します。

基本目標

（１）　地域における子育ての支援

子育てをしているすべての家庭が子育てに伴う喜びを実感できるよう、地域における多様な人材や資源を活用し、行政と地域が一体となって様々な子育て支援の取り組みを推進します。

また、地域において子育てを支援する主体的な取り組みができるよう、子育て支援活動のネットワーク強化や子育て世帯を支援する事業所等を支援する体制整備を推進します。

（２）　子どもや母親の健康確保と健康増進

安心して健やかな子どもを生み育てることができるよう、安全で快適な妊娠、出産環境を確保するとともに、乳幼児期から思春期までの子どもの健やかな発育、発達を支えるための保健医療体制の充実を目指します。

（３）　子どもの健やかな心身を育む教育・保育環境の整備

子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、すべての子どもの基本的人権が尊重される環境づくりを整備します。また、家庭、学校・幼稚園・認定こども園・保育所等、地域が一体となって、子ども自らの力を培い、伸ばし、支えていく教育・保育環境づくりを推進するとともに、次代を担う若者が子どもを生み育てる喜びや楽しさを理解できるような取り組みを推進します。

（４）　子育てを支援する生活環境の整備

子どもや子ども連れでの行動に心理的な負担感や不安感を持つことなく、のびのびと自由に行動できるよう、子どもの居場所づくりや見守り活動の強化を通して、親子が安心して外出し、生活できる環境づくりを推進します。

（５）　仕事・子育てが両立できる環境の整備

働きながら安心して子どもを生み育てることができるよう、幼児教育・保育の無償化事業など、多様なニーズに柔軟に対応できる子育てをめぐる環境づくりを推進するとともに、子育てと仕事とのバランスがとれる働き方を支援する取り組みを推進します。

（６）　要保護児童等への対応などきめ細やかな取り組みの推進

子どもの心身の健全な発育に重大な影響を与える児童虐待について、発生予防から早期発見、早期対応に向け、関係機関を含め、地域の連携、協力を図ります。

また、貧困家庭やひとり親家庭への適切な支援サービスと相談体制の充実、障がい児やそれを支える父母・きょうだい児等への支援体制整備や、障がいの程度に応じた保育・教育の場を整備するなど、一貫した総合的な取り組みを推進します。

４　施策の体系

基本理念

みんなの支え合い・助け合いで
子どもが輝く　大人が輝く　未来が輝く　こまつしま

基本目標	具体的施策
1 地域における子育ての支援	① 子育て支援のネットワークづくり
	② 児童の健全育成
	③ こども家庭センターを中核とした子育て相談機関等の強化
2 子どもや母親の健康確保と健康増進	① 子どもや母親の健康の確保
	② 「食育」の推進
	③ 思春期保健対策の推進
	④ 小児医療の充実
3 子どもの健やかな心身を育む教育・保育環境の整備	① 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
	② 家庭や地域の教育力の向上
4 子育てを支援する生活環境の整備	① 良質な居住環境の整備
	② 安全・安心のまちづくりの推進
5 仕事・子育てが両立できる環境の整備	① 仕事と子育ての両立の推進
	② 男女共同参画による子育ての推進
6 要保護児童等への対応などきめ細やかな取り組みの推進	① 児童虐待防止対策の充実
	② 母子・父子家庭の自立支援の推進
	③ 障がい児等に対する支援の充実

第４章　教育・保育の量の見込みと確保方策

１　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、本計画において、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」（以下「教育・保育等」という。）を提供する区域（以下「教育・保育等提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を定めることとされています。

区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育等の利用状況、教育・保育等を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育の提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることをふまえて設定する必要があります。

小松島市においては、効率的な資源の活用を可能とし、市内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育等提供区域を次のとおり定めます。

■教育・保育等提供区域

事業区分		教育・保育等提供区域	考え方
教育・保育	1号認定（3～5歳：教育）	市内全域	利用実態や供給体制の状況をふまえ、市内全域とします。
	2号認定（3～5歳：保育）	市内全域	
	3号認定（0～2歳：保育）	市内全域	
地域子ども・子育て支援事業	延長保育事業	市内全域	教育・保育施設での利用が想定されるため、教育・保育の提供区域とします。
	放課後児童健全育成事業	市内9区域	利用実態や供給体制の状況をふまえ、9区域を設定します。（区域は別掲）
	子育て短期支援事業	市内全域	利用実態や供給体制の状況をふまえ、市内全域とします。
	地域子育て支援拠点事業	市内全域	
	一時預かり事業	市内全域	教育・保育施設での利用が想定されるため、教育・保育の提供区域とします。
	病児・病後児保育事業	市内全域	利用実態や供給体制の状況をふまえ、市内全域とします。
	ファミリー・サポート・センター事業	市内全域	
	妊婦健診事業	市内全域	
	乳児家庭全戸訪問事業	市内全域	
	養育支援訪問事業	市内全域	
	利用者支援事業	市内全域	
	産後ケア事業	市内全域	
	乳児等通園支援事業 ※令和8年度より実施予定	市内全域	
	妊婦等包括相談支援事業	市内全域	

■放課後児童健全育成事業の区域設定について　※児童館については校区を越えて利用する場合がある。

小学校区	教育・保育等提供区域	施設	ニーズの見込みに対する考え方
南小松島小学校区	1区域	NPO 法人小松島放課後児童クラブ1組 NPO 法人小松島放課後児童クラブ2組 NPO 法人小松島放課後児童クラブ3組 NPO 法人小松島放課後児童クラブ4組 NPO 法人小松島放課後児童クラブ5組 NPO 法人小松島放課後児童クラブ6組	各学区の放課後児童クラブでの対応とします。
小松島小学校区	1区域	小松島放課後児童クラブ	
北小松島小学校区	1区域	北小松島放課後児童クラブ	
千代小学校区	1区域	（中郷児童館） （泰地児童館）	児童館での対応とします。
児安小学校区	1区域	児安放課後児童クラブ	放課後児童クラブでの対応とします。
芝田小学校区	1区域	芝田放課後児童クラブ	放課後児童クラブでの対応とします。
立江小学校区	1区域	立江放課後児童クラブ	放課後児童クラブでの対応とします。
櫛渕小学校区			
新開小学校区	1区域	（花しんばり子ども園）	放課後児童クラブ、児童館及び子ども園での低学年受け入れ事業を活用します。
坂野小学校区		坂野放課後児童クラブ （目佐児童館）	
和田島小学校区	1区域	和田島放課後児童クラブ	放課後児童クラブでの対応とします。

■（参考）教育・保育等提供区域を定める事業の一覧

子ども・子育て支援給付

施設型給付

○認定こども園
○幼稚園
○保育所

地域型保育給付

○小規模保育
（定員は６人以上１９人以下）

○家庭的保育
（保育者の居宅等において保育を行う。
定員は５人以下）

○居宅訪問型保育
（子どもの居宅等において保育を行う。）

○事業所内保育
（事業所内の施設等において保育を行う。）

児童手当

地域子ども・子育て支援事業

○延長保育事業
○放課後児童健全育成事業
○子育て短期支援事業
○地域子育て支援拠点事業
○一時預かり事業
○病児・病後児保育事業
○ファミリー・サポート・センター事業
○妊婦健診事業
○産後ケア事業
○乳児家庭全戸訪問事業
○養育支援訪問事業
○利用者支援事業
○乳児等通園支援事業
○実費徴収に係る補足給付を行う事業
○多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
○子育て世帯訪問支援事業
○児童育成支援拠点事業
○親子関係形成支援事業

２　教育・保育の量の見込みと確保方策等

（１）教育・保育の事業量の見込み及び確保方策

■教育　　単位（人）

小松島市		令和7年度			令和8年度			令和9年度		
		1号	2号	合計	1号	2号	合計	1号	2号	合計
		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	
①量の見込み（必要利用定員総数）		53	25	78	48	23	71	45	22	67
②確保の内容	幼稚園・認定こども園	84	41	125	84	41	125	84	41	125
②－①		31	16	47	36	18	54	39	19	58

小松島市		令和10年度			令和11年度		
		1号	2号	合計	1号	2号	合計
		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	
①量の見込み（必要利用定員総数）		42	20	62	40	20	60
②確保の内容	幼稚園・認定こども園	48	27	75	48	27	75
②－①		6	7	13	8	7	15

■保育　　単位（人）

小松島市		令和7年度				令和8年度			
		2号	3号			2号	3号		
		3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		413	54	130	140	376	54	124	136
②確保の内容	認定こども園・保育所	516	54	142	143	516	54	142	143
	地域型保育事業								
②－①		103	0	12	3	140	0	18	7

小松島市		令和9年度				令和10年度			
		2号	3号			2号	3号		
		3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		353	53	120	125	333	52	115	119
②確保の内容	認定こども園・保育所	516	54	142	143	516	54	142	143
	地域型保育事業								
②－①		163	1	22	18	183	2	27	24

小松島市		令和11年度			
		2号	3号		
		3-5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		318	51	111	114
②確保の内容	認定こども園・保育所	516	54	142	143
	地域型保育事業				
②－①		198	3	31	29

【提供体制、確保方策の考え方】

教育の定員数については、令和６年度現在、125名（公立幼稚園１園・公立認定こども園１園・私立認定こども園３園）の提供体制があります。

保育の定員数については、令和６年度現在、855名[公立保育所４か所、私立保育所（園）２か所・公立認定こども園１園・私立認定こども園３園]の提供体制があります。

令和６年４月に策定した「小松島市公立就学前教育・保育施設再編計画」に基づき公立幼稚園及び保育所を令和10年に統廃合し、市北部に新公立認定こども園を整備、開園することとしており、子どもたちにとって良好な教育・保育環境づくりと施設の適正配置に努めます。新公立認定こども園の定員数については、今後の保育需要の拡大や少子化の進行を見極めつつ、適正な定員数と新たなサービスの充実に努めます。

地域型保育事業（小規模保育事業等）については、引き続き保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討します。

３　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等

（１）各事業の量の見込み及び確保方策

①延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において保育を行う事業です。

	実績	計画事業量[人]				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（年間実利用人数）	139	139	134	130	130	125
②確保の内容		350	350	350	350	350

【提供体制、確保方策の考え方】

延長保育については、令和６年度現在、保育短時間認定（８時間）の子どもについては、市内すべての保育所及び認定こども園（１０か所）で実施しています。保育標準時間認定（11時間）を受けた子どもについては、私立保育所（園）２か所、私立認定こども園３か所、計５か所で実施しています。今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとします。

②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

		実績	計画事業量[人]				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（実利用人数）	1年生	100	122	120	108	101	93
	2年生	95	83	91	89	81	75
	3年生	60	79	60	65	64	58
	4年生	50	53	61	46	50	49
	5年生	34	34	30	34	26	28
	6年生	22	23	22	20	23	17
合計		361	394	384	362	345	320
②確保の内容			449	449	449	449	449

【提供体制、確保方策の考え方】

放課後児童クラブについては、令和６年度現在、市内１３か所（支援単位）で実施しています。小松島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、すべての放課後児童クラブで６年生までの受け入れを行っており、利用実態や供給体制の状況をふまえ、小学校区及び中学校区を基準とし、９つの区域を設定しています。

今後の提供体制については、小学校再編により現南小松島小学校地に令和９年度、（仮称）新小松島小学校が開校することに伴い、南小松島小学校をはじめ再編する小松島小、千代小、芝田小区域での利用ニーズは現状より高まるものとして、新たに建設する校舎内に見込まれる利用ニーズをふまえた放課後児童クラブ施設を設置し、柔軟な運営形態及び提供体制の確保に努めます。

（地区別）

（南小松島区域）		実績	計画事業量[人]				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（実利用人数）	1年生	45	44	43	39	37	33
	2年生	43	29	32	32	27	26
	3年生	29	28	20	22	22	19
	4年生	20	18	21	17	17	18
	5年生	14	15	13	15	11	12
	6年生	15	10	10	9	10	7
合計		166	144	139	134	124	115
②確保の内容（定員数）			182	182	182	182	182

（小松島区域）		実績	計画事業量[人]				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（実利用人数）	1年生	10	12	12	11	10	9
	2年生	10	8	8	8	8	7
	3年生	6	7	6	6	6	6
	4年生	3	5	5	4	5	4
	5年生	5	4	3	4	3	3
	6年生	0	3	3	3	3	3
合計		34	39	37	36	35	32
②確保の内容（定員数）			39	39	39	39	39

（北小松島区域）		実績	計画事業量[人]				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（実利用人数）	1年生	8	11	11	9	9	8
	2年生	7	7	7	8	7	7
	3年生	7	6	4	5	5	4
	4年生	5	3	4	3	3	3
	5年生	2	2	2	2	2	2
	6年生	2	1	1	1	1	1
合計		31	30	29	28	27	25
②確保の内容（定員数）			34	34	34	34	34

（千代区域）		実績	計画事業量[人]				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（実利用人数）	1年生	0	12	13	11	11	9
	2年生	0	9	11	10	9	9
	3年生	0	12	9	10	10	9
	4年生	0	9	10	7	8	8
	5年生	0	1	1	1	1	1
	6年生	0	2	2	2	2	1
合計		0	45	46	41	41	37
②確保の内容（定員数）			0	0	0	0	0

（児安区域）		実績	計画事業量[人]				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（実利用人数）	1年生	12	12	12	11	10	10
	2年生	10	9	10	10	9	8
	3年生	2	11	9	9	9	8
	4年生	17	8	9	7	7	7
	5年生	1	3	2	3	2	2
	6年生	1	2	1	1	2	1
合計		43	45	43	41	39	36
②確保の内容（定員数）			64	64	64	64	64

（芝田区域）		実績	計画事業量[人]				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（実利用人数）	1年生	8	9	8	8	7	7
	2年生	5	6	7	6	6	5
	3年生	6	6	4	5	4	4
	4年生	2	4	5	3	4	4
	5年生	7	5	5	5	4	4
	6年生	4	4	4	3	4	3
合計		32	34	33	30	29	27
②確保の内容（定員数）			31	31	31	31	31

（立江・櫛渕区域）		実績	計画事業量［人］				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（実利用人数）	1年生	5	5	5	4	4	4
	2年生	7	5	5	5	5	5
	3年生	2	2	2	2	2	2
	4年生	2	2	2	1	2	1
	5年生	0	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0	0
合計		16	14	14	12	13	12
②確保の内容（定員数）			37	37	37	37	37

（坂野・新開区域）		実績	計画事業量［人］				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（実利用人数）	1年生	3	4	4	4	3	3
	2年生	2	4	4	4	4	3
	3年生	3	2	2	2	2	2
	4年生	0	1	1	1	1	1
	5年生	2	1	1	1	1	1
	6年生	0	0	0	0	0	0
合計		10	12	12	12	11	10
②確保の内容（定員数）			16	16	16	16	16

（和田島区域）		実績	計画事業量［人］				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（実利用人数）	1年生	9	13	12	11	10	10
	2年生	11	6	7	6	6	5
	3年生	5	5	4	4	4	4
	4年生	1	3	4	3	3	3
	5年生	3	3	3	3	2	3
	6年生	0	1	1	1	1	1
合計		29	31	31	28	26	26
②確保の内容（定員数）			46	46	46	46	46

③子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業です。

	実績	計画事業量[人日]				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（年間延べ利用人数）	124	114	109	104	100	95
②確保の内容		130	130	130	130	130
箇所数		6	6	6	6	6

【提供体制、確保方策の考え方】

子育て短期支援事業については、令和６年度途中に実施施設が１施設増加し、県内６か所の乳児院・児童養護施設で実施しています。

今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとします。

④地域子育て支援拠点事業

公共施設や認定こども園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う事業であり、令和６年度より重層的支援体制整備事業として取り組んでいます。

※重層的支援体制整備事業とは、「高齢」「障がい」「子ども」「生活困窮」といった単一の分野だけでは解決が難しいいろいろな分野にまたがる複雑・複合的な課題を抱える住民やその家族の支援を包括的に行う事業です。

	実績	計画事業量[人回]				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（年間延べ利用親子組数）	7,514	6,735	6,605	6,461	6,216	5,985
②確保の内容		15,120	15,120	15,120	15,120	15,120
か所数		4	4	4	4	4

【提供体制、確保方策の考え方】

地域子育て支援拠点事業については、令和６年度現在、４か所で実施しています。

今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとします。

⑤一時預かり事業

保育所等を利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を、主に昼間に幼稚園や保育所（園）、認定こども園その他の場所で一時的に預かる事業です。

		実績	計画事業量[人日]				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（年間延べ利用人数）	（幼稚園型）	5,160	4,146	3,806	3,578	3,465	3,351
	（一般型・余裕型）	818	790	760	745	730	720
②確保の内容	（幼稚園型）		32,340	32,340	32,340	32,340	32,340
	（一般型・余裕型）		11,600	11,600	11,600	11,600	11,600

【提供体制、確保方策の考え方】

幼稚園での預かり保育（幼稚園型）については、認定こども園を含む市内５か所、市外１か所で実施しています。小学校再編に伴い、令和８年度末に南小松島幼稚園は廃園予定ですが、公立就学前教育・保育施設再編計画により、新たに公立認定こども園の開園を、令和 10 年の春を目途にしています。

その他の就学前児童の一時預かり（一般型・余裕型）については令和６年度現在、公立認定こども園１園と私立認定こども園３園、私立保育園１園の計５か所で実施しています。

今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとします。

⑥病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。事業類型として、「病児対応型」「病後児対応型」「体調不良児対応型」があります。

	実績	計画事業量[人日]				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（年間延べ利用人数）	176	162	155	148	142	134
②確保の内容		322	322	322	322	322

【提供体制、確保方策の考え方】

病児・病後児保育事業については、令和６年度現在、広域（徳島市・小松島市・勝浦町・佐那河内村・石井町・神山町・松茂町・北島町・藍住町・板野町・上板町・上勝町）で事業を実施しており、市内１か所を含む広域内９か所でサービスを提供しています。

また、令和６年度末をもって、市内の徳島赤十字ひのみね医療療育センター附属乳児院は病児保育事業終了予定ですが、引き続き市内の病院等で事業を実施できるよう努めます。

体調不良児対応型については、私立保育所、認定こども園で実施していますが、令和６年度より公立保育所においても実施予定であり、保育中に急な体調不良を起こした児童への対応や、急なお迎え等が困難な保護者への支援にも努めます。今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとします。

⑦ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

	実績	計画事業量[人日]				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（年間延べ利用人数）	363	455	436	415	400	377
②確保の内容		500	500	500	500	500

【提供体制、確保方策の考え方】

ファミリー・サポート・センター事業については、１か所（徳島ファミリー・サポート・センター事業として徳島市・小松島市・勝浦町・上勝町・佐那河内村・石井町・神山町によって構成する広域での実施）で提供しています。

今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとします。

⑧妊婦健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、母子保健法に基づき実施する妊婦健康診査を行う事業です。

	実績	計画事業量[人]				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	251	243	234	225	216	207
②確保の内容		243	234	225	216	207

【提供体制、確保方策の考え方】

妊婦健診事業の受診率については、概ね100%となっています。見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況であり、今後もさらなる受診率の向上に努めます。

⑨産後ケア事業

出産後１年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポートを行う事業です。

	実績	計画事業量[人]				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	219	219	211	202	194	187
②確保の内容		219	211	202	194	187

【提供体制、確保方策の考え方】

産後ケアを希望するすべての人が利用できるよう、産後ケアについての周知を広く行います。また、産後、安心して子育てができるよう、必要に応じて医療機関や関係機関との連携を行います。

⑩乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいるすべての家庭に、保健師等が訪問し、育児に関する相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

	実績	計画事業量[人]				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	46	48	45	43	41	39
②確保の内容		48	45	43	41	39

【提供体制、確保方策の考え方】

乳児家庭全戸訪問事業については、「こんにちは赤ちゃん事業」として、生後４か月までの全戸訪問事業を行っています。今後も本事業と「産後ケア事業」「産前産後ママサポート事業」を合わせて訪問率 100%を達成できるよう努めます。

⑪養育支援訪問事業

児童虐待防止や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要とされる家庭に、保健師等が訪問し、保護者の育児・家事等の相談・支援等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。

	実績	計画事業量[人]				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	0	3	3	3	3	3
②確保の内容		3	3	3	3	3

【提供体制、確保方策の考え方】

令和６年７月開設の「こども家庭センター」が中核機関となり、児童福祉課及び保健センターと連携して、特に支援が必要であると認められる対象者への支援体制を整えています。

令和６年度現在、事業の実施はありませんが、今後も対象となる世帯があれば、適切な相談・支援の実施に努めます。

⑫利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業であり、令和７年度からは「基本型」「特定型」「こども家庭センター型」「妊婦等包括相談支援事業型」の４類型となります。

		実績	計画事業量[か所/回]				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型(か所)	①量の見込み	2	1	1	1	1	1
	②確保の内容	2	1	1	1	1	1
母子保健型(か所)	①量の見込み	1					
	②確保の内容	1					
こども家庭センター型(か所)	①量の見込み		1	1	1	1	1
	②確保の内容		1	1	1	1	1
妊婦等包括相談支援事業(回)	①量の見込み		316	304	292	280	270
	②確保の内容		316	304	292	280	270

【提供体制、確保方策の考え方】

基本型として児童福祉センター（旧和田島保育所）内の子育て応援教室「HUG くみ（はぐくみ）」において、子どもたちの発達促進や育ちの支援計画作成、また保護者との定期的な面談及び育児相談を、一元的にご家庭ひと組ひと組を継続的にワンストップでサポートし、支援強化に取り組んでいます。

こども家庭センター設置に伴い、保健センター内の「おひさま」が行う、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援と、児童福祉課内の「こども家庭支援室」が行う、すべての子どもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた継続的な相談や支援までを、「こども家庭センター型」として包括的に切れ目のない支援に努めます。

また、「こども家庭センター型」事業に令和７年度より新たに、妊婦等包括相談支援事業を実施する予定です。妊婦や配偶者に対して面談を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境、その他の状況把握を行うほか、母子保健や子育て支援に関する情報の提供、相談等の援助を行います。

⑬乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠のなかで、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。実施時期については、令和８年度からの本格実施を国から求められています。

	実績	計画事業量[人日]				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（0歳児）			4	3	3	3
②確保の内容			4	3	3	3
①量の見込み（1歳児）			4	3	3	3
②確保の内容			4	3	3	3
①量の見込み（2歳児）			4	3	3	3
②確保の内容			4	3	3	3

【提供体制、確保方策の考え方】

令和８年度からの実施に向け、国や県の方針や地域の保育需要等をふまえ実施できるよう、園との協議など実施体制の確保に取り組みます。

⑭実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等に応じて、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき食事の提供に要する費用及び日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

小松島市においては副食材料費分についての補助を実施し、保護者の負担軽減に努めています。

⑮多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した、特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

現在、小松島市における事業実施はありませんが、利用意向の把握を行います。

⑯子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

	実績	計画事業量[人日]				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	市民ニーズ等から事業実施が必要と判断される場合は、ニーズに応じた支援量を確保のうえ対応に努めるとともに、計画の中間見直しを検討します。					
②確保の内容						

【提供体制、確保方策の考え方】

現在、事業実施はありませんが、利用意向の把握に努めつつ、早期の事業実施体制の構築に取り組みます。

⑰児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなどの個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

	実績	計画事業量[人日]				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	市民ニーズ等から事業実施が必要と判断される場合は、ニーズに応じた支援量を確保のうえ対応に努めるとともに、計画の中間見直しを検討します。					
②確保の内容						

【提供体制、確保方策の考え方】

現在、事業実施はありませんが、利用意向の把握に努めます。

⑱親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

	実績	計画事業量[人]				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	市民ニーズ等から事業実施が必要と判断される場合は、ニーズに応じた支援量を確保のうえ対応に努めるとともに、計画の中間見直しを検討します。					
②確保の内容						

【提供体制、確保方策の考え方】

現在、事業実施はありませんが、利用意向の把握に努めます。

（２）放課後対策の総合的推進

共働き家庭等の「小１の壁」・「待機児童」を解消するとともに、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、平成 30 年９月に国が「新・放課後子ども総合プラン」を策定しており、小松島市でも国の方針に基づいた放課後児童対策を推し進めてきました。

この「新・放課後子ども総合プラン」が令和５年度で最終年度を迎えるにあたり、国では今後も放課後児童対策を一層強化し、子どものウェルビーイングの向上と共働き・共育ての推進を図るため、集中的に取り組むべき対策として令和５年度に「放課後児童対策パッケージ」をとりまとめ、推進しています。

小松島市においても国の方針に基づき、本計画のなかで「放課後児童対策パッケージ」の内容をふまえ、計画全体を推進します。

①放課後対策事業の現状

放課後の小学生に居場所を提供する事業に対するニーズは年々高まりつつあります。これは、共働き家庭の増加によるとともに、子どもの健全な成長のため、放課後に多様な体験をさせたいという保護者の希望が拡大していることが予測されます。

小松島市では、こうしたニーズへの対応として、放課後の小学生に居場所を提供する下記の事業を実施しています。なお、小学校区に関する考え方については、「小学校再編実施計画」の進捗に応じて適正な区域となるよう計画の見直しを行います。

■小松島市の放課後対策

小学校区	放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	放課後子ども教室推進事業 （放課後子ども教室）	児童館／ 低学年受け入れ事業
南小松島小学校区	NPO 法人小松島放課後児童クラブ1組 NPO 法人小松島放課後児童クラブ2組 NPO 法人小松島放課後児童クラブ3組 NPO 法人小松島放課後児童クラブ4組 NPO 法人小松島放課後児童クラブ5組 NPO 法人小松島放課後児童クラブ6組		
小松島小学校区	小松島放課後児童クラブ		
北小松島小学校区	北小松島放課後児童クラブ		
千代小学校区		千代放課後子ども教室	中郷児童館 泰地児童館
児安小学校区	児安放課後児童クラブ		
芝田小学校区	芝田放課後児童クラブ	芝田放課後子ども教室	
立江小学校区	立江放課後児童クラブ		
櫛渕小学校区			
新開小学校区		新開放課後子ども教室	花しんばり子ども園
坂野小学校区	坂野放課後児童クラブ		目佐児童館
和田島小学校区	和田島放課後児童クラブ		

※児童館については校区を越えて利用する場合がある。

②放課後対策事業の基本方針

放課後児童健全育成事業の基本方針

「仕事と子育ての両立支援」の基幹的事業として、現在設置している小学校区における児童数に対して、一定割合の子どもが利用できるよう整備を進めます。

本市では令和４年２月に策定された「小学校再編実施計画」に基づき、北部地区は令和９年度、南部地区は令和 15 年度に統合再編した新小学校の開校を目指しており、放課後児童クラブについても、新小学校校舎内への設置に向けて整備及び検討を進めています。

放課後児童健全育成事業の役割をふまえつつ、子どもの自主性、社会性の一層の向上を図るため「放課後児童クラブ運営指針」（平成 27 年４月 厚生労働省）等を基本に、子どもの発達段階に応じた育成と環境づくりに努めます。

放課後子ども教室の基本方針

保護者の就労・未就労に関わらず、すべての児童が多様な体験・活動を行うことができる環境整備を推進し、次代を担う子どもを育成します。

		現状 （令和6年度）	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計画事業量［か所］		3	3	4	4	5	6
	うち 連携型・ 校内交流型	1	1	2	3	4	5
	うち 独立型	2	2	2	1	1	1

【実施方針】

子どもが、地域社会の一員として自覚し、自然活動や文化活動等を体験する場として事業が行われており、地域の理解と努力により子どもの居場所が適切に確保されています。

実施における企画や準備にかかる労力が大きいことが課題となっています。今後事業量を拡大していくために、事業内容の充実化を図りつつ、地域・コーディネーターの負担軽減と事業実施の効率化及び保護者参加型事業のメニューの推奨にも取り組みます。

令和 11 年度までの年度別実施計画

【令和7～8年度】

小学校再編に伴い、現行の放課後子ども教室関係者や庁内関係各課等と協議を行うとともに、児童や保護者のニーズなどもくみ取り、（仮称）新小松島小学校内に「校内交流型」として開設できるよう環境整備に努めます。

【令和9～11 年度】

放課後子ども教室の新規開設にあたっては、校内交流型または連携型として開設できるよう協議・調査を進めます。

また、既存の子ども教室に関する要望等について、担当コーディネーターを中心に解決を図り、教室の内容や利用者満足度等のさらなる充実を目指します。

余裕教室等活用の基本方針

余裕教室の活用状況等について、学校関係者と定期的に協議を行い、利用計画を決定します。教育委員会が各小学校を訪問し、放課後の普通教室の一時利用や特別教室、体育館、校庭、図書館等を活用した放課後子ども教室の実施に向けて、学校と十分に話し合い、協力体制づくりや理解を深めます。

また、放課後児童クラブについても、学校に余裕教室が生じた場合は放課後児童クラブとして有効活用できるよう協議を行い、学校と放課後児童クラブの管理区分の取り決め等の詳細について検討し、学校内で放課後児童クラブを実施できるよう取り組みます。

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局との具体的な連携に関する方策

放課後児童クラブと放課後子ども教室を連携して実施するため、放課後児童クラブの担当部局である児童福祉課と放課後子ども教室の担当部局である教育委員会生涯学習課が定期的に集まる機会を設け、既存の組織等を有効な協議の場として活用するなど、総合的な放課後対策について協議を行います。

特別な配慮を必要とする子どもや家庭への対応

放課後児童クラブの利用申請において、受け入れ体制の目安となる基準づくりを進め、特別な配慮が必要な児童が安全・安心に過ごせる環境づくりを検討します。放課後子ども教室については、児童の状況、実施環境、サポート体制等を勘案しながら、受け入れについて調整を図ります。また、こども家庭センター等の庁内関係機関との連携を進めます。

地域との連携と積極的な情報発信

放課後児童クラブや放課後子ども教室におけるプログラムの実施や、放課後子ども教室における見守り等において、クラブと地域住民、関係機関、保護者等が一層連携を図るための仕組みづくりを推進します。子どもにとって、最善の放課後環境を検討・選択できるよう、事業内容、各クラブの概要、活動内容等の情報について積極的な公開に努めます。

地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み

保育所との開所時間のかい離を縮小し、保育の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブを円滑に利用できるように、地域の実情に応じた開所時間の延長の支援に取り組みます。

事業の質の向上に関する方策

多様化する子どもや家庭が増加するなかで、子どもに携わる職員やスタッフの資質向上に向けた研修内容なども工夫し、引き続き放課後支援の質の向上に努めます。

③連携による総合的推進

【連携型の推進】

共通プログラムを実施する場合は、プログラム終了後に安全に児童が移動できるよう、体制を整えます。

【校内交流型の推進】

「小学校再編実施計画」に基づき放課後の児童への対応として、（仮称）新小松島小学校校舎内に地域交流スペースを配置します。放課後児童クラブ及び放課後子ども教室ならびに共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、交流を深められるよう、同一小学校内で両事業を一体的に実施できる環境整備を図り、「校内交流型」として連携するよう努めます。

児童館等の基本方針

児童館は、子どもに健全な遊びを提供する、児童厚生施設です。児童館は、市内に居住する児童に放課後の居場所を提供する役割を担っています。今後も機能の強化・充実を図り、地区における居場所を提供する事業に対するニーズへの対応の強化に努めます。

第５章　子ども・子育て支援事業

基本目標１　地域における子育ての支援

（１）子育て支援のネットワークづくり

※本章では第４章で示した各種地域子ども・子育て支援事業以外について、本市で実施している事業や取り組みを施策体系に基づき記載しています。

事業名等	概要	現状・実績	関連担当課
みんなのひろば	公立保育所において子育て支援の拠点づくりを推進するため、保育所や幼稚園に通っていない0歳から就学前までの子どもと保護者を対象に、園庭や保育室を開放し、親子で遊んだりふれあったりして楽しく子育てができるよう育児支援の実施などを行う事業です。 子育て中の親子が孤立しないよう、悩みや不安を相談しやすく気軽に集えるような環境整備に努めます。	●公立認定こども園 １か所で実施	児童福祉課
乳幼児相談・子育てポンポコくらぶ	乳幼児の遊びや育児相談を通じ、子ども同士、親同士の仲間づくりや育児不安の解消を目的に実施します。 乳幼児相談では身体測定や育児相談を、子育てポンポコくらぶでは保健師と母子保健推進員が企画し、季節の行事、手遊びなどを行います。	●乳幼児相談 市内３か所、 延べ参加人数 149 人 ●ポンポコくらぶ 市内１か所、 延べ参加人数　20 人 （令和５年度）	保健センター
発達フォロー教室（あいあいくらぶ）	１歳6か月児健診、３歳5か月児健診等で言葉や発達面、養育環境等において、支援の必要な子どもとその保護者を対象に、集団遊びを通して親子の関わりやコミュニケーションを深め、健やかな成長、発達を促すことを目的に月１回実施します。 また、個別の支援が必要な児童に対しては、発達相談事業や療育機関の紹介等を実施します。	●年 12 回開催、 延べ参加人数 43 人 （令和５年度）	保健センター

事業名等	概要	現状・実績	関連担当課
児童手当支給・国民健康保険出産育児一時金給付制度	子育て家庭は、収入に占める養育費や医療費等の負担が重いことから、その経済的負担を軽減するため、児童手当・出産育児一時金を支給する事業です。 各手当について受給対象者を適切に把握し、養育児童家庭すべてに支給できるよう適切な事業運営を行います。	●児童手当支給対象 児童数 2,831 人 （令和６年６月期支払児童数）	児童福祉課 保険年金課

（２）児童の健全育成

事業名等	概要	現状・実績	関連担当課
児童館運営事業	地域の子どもに健全な遊びを与え、子どもの健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として、児童福祉法第 40 条に基づき設置運営している児童厚生施設において実施している事業です。 共働き世帯の増加や核家族化等に伴う、児童館が担う子どもの居場所づくりの必要性も考慮しながら、今後も事業を展開します。	●泰地児童館 開館日数 243 日 利用者数 4,719 人 ●中郷児童館 開館日数 261 日 利用者数 983 人 ●目佐児童館 開館日数 273 日 利用者数 2,060 人 （令和５年度）	児童福祉課
市体育大会開催委託事業	スポーツ振興法に基づいたスポーツ振興策として、老若男女を問わず、現在行われている各種スポーツ種目を集めて、スポーツの普及拡大を図ることを目的に、市内各地で体育大会を行います。	●16 競技を実施 （令和５年度）	生涯学習課 スポーツ振興室
スポーツ少年団駅伝大会補助事業	小松島市スポーツ少年団団員の基礎体力向上と所属各団の親睦を図ることを目的とした駅伝大会への補助事業であり、大会の実施を通じ、スポーツ少年団組織を育成します。	●男性 17 チーム （106 人の参加） ●女性３チーム （60 人の参加） （令和５年度）	生涯学習課 スポーツ振興室
市子ども会連合会補助事業	市内小学校の地域子ども会の代表によって組織され、運営委員会や総会の開催のほか、ウォークラリー、ドッジボール大会等の行事を実施します。	●市内小学校で実施、 児童 1,215 名加入 （令和５年度）	生涯学習課
子どもの遊び場事業	子どもたちが安全な遊びを促進するための事業です。公園や市体育館等の公共施設などを活用して、決められた時間に子どもたちが好きな遊びを行うことができます。子どもたちの交流の場となっており、事業の周知啓発を行います。	●参加者総数 131 人 （令和５年度）	生涯学習課 スポーツ振興室

（３）こども家庭センターを中核とした子育て相談機関等の強化

事業名等	概要	現状・実績	関連担当課
母子保健の支援	保健センター内「おひさま」にて、妊娠・出産・産後の生活のこと、産前産後の心と身体のこと・赤ちゃんの発達や家族の健康のこと等、助産師や保健師が傾聴し、安心して育児ができるよう支援します。	●令和６年７月より「こども家庭センター」と一体的に事業実施	保健センター
児童福祉の支援	「児童福祉課　こども家庭支援室」が行う、いろいろな悩みや心配事を抱える子どもや家庭に関する児童福祉の支援です。子ども家庭支援員（保育士、家庭相談員など）が傾聴し、相談や子育てに関する情報を提供します。	●令和６年７月より「こども家庭センター」と一体的に事業実施	児童福祉課

基本目標２　子どもや母親の健康確保と健康増進

（１）子どもや母親の健康の確保

事業名等	概要	現状・実績	関連担当課
マタニティくらぶ（母親教室）	妊婦同士の交流を深めるとともに、妊婦に生活指導を行い、望ましい生活習慣を身につけることで、育児に対する不安を解消し、自信を持たせることを目的に実施します。	●年３回実施 延べ参加者人数９人 （令和５年度）	保健センター
乳児健診事業	小児科診察・身体計測、離乳食講習、育児・栄養相談などにより、乳児の成長発達・育児環境を確認し、健康の保持増進、虐待の予防を図ることを目的とした事業です。 未受診児には保健師が電話等で健診の受診勧奨と、成長発達や育児不安等の確認を実施します。	●受診率 3～4 か月児 96.1％ 9～10 か月児92.5% （令和５年度）	保健センター
１歳６か月児健診・３歳５か月児健診	小児科・歯科診察、身体計測、尿検査、栄養・歯科指導、保健師相談、栄養・歯科相談など、身体面、運動面の成長発達の確認を行うとともに、育児の環境を確認し、幼児の健康の保持増進、虐待の予防を図ることを目的に実施します。経過観察者、要精密者については、医療機関受診や、発達フォロー教室、子育てポンポコくらぶ、発達相談、保健師による家庭訪問、電話相談などで支援を行います。	●受診率 １歳６か月児 94.7% ３歳５か月児 96.3% （令和５年度）	保健センター
育児支援事業（母子保健推進員活動事業）	地域に密着した母子保健活動の充実強化を図るため、母子保健推進員を委嘱し、子育てポンポコくらぶの企画や離乳食講習会への協力を行います。	●母子保健推進員９人委嘱 （令和５年度）	保健センター

事業名等	概要	現状・実績	関連担当課
発達相談事業	乳幼児健診等で成長発達の経過観察が必要な児童を対象に、臨床心理士、言語聴覚士等による個別相談を実施し、保護者の悩みの解消や児童の成長、発達を促します。	●年 15 回実施 相談件数 29 件、 延べ 35 件 （令和５年度）	保健センター
予防接種事業	感染のおそれのある疾病の発生及び予防を目的に、予防接種法に基づく乳幼児、学童の定期予防接種を医療機関に委託して実施します。	●定期予防接種率 86.1％ （令和 5 年度）	保健センター
フッ素塗布事業	幼児期におけるむし歯を予防するため、1歳6か月児健診対象者のうち希望者に、フッ素塗布、ブラッシング指導を実施します。	●実施率 92.9％ （令和 5 年度）	保健センター
産前・産後ママサポート事業	妊産婦の不安の軽減と孤立感の解消のために、妊産婦が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師・保健師による相談支援を行います。	●対応延件べ数 1,323 件 （令和 5 年度）	保健センター こども家庭センター
産後ケア事業	産後の母親の身体回復と心理的な安定を目的に、産後１年未満の母親で、乳房ケア等の必要性が確認された場合に訪問型、デイサービス型（各２回利用可能）、ショートステイ型（７日利用可能）により、産後の母親の支援を行います。	●実施延べ件数 219 件 （令和 5 年度）	保健センター こども家庭センター
おひさまこうのとり NEXT サポート事業	医療保険適用となる不妊治療のうち、生殖補助医療に要する費用の一部を助成し経済的負担の軽減を図ります。 （※令和６年度時点は１回の申請につき上限５万円まで、同一年度内２回まで）	●助成延べ件数 52 件 （令和 5 年度）	保健センター
不育症治療費等助成事業	医療保険適用となる不育症の検査及び治療を受けた夫婦に対し、費用の一部を助成する事業です。 （※１回の申請にあたり上限５万円まで、同一年度内２回まで）	●助成延べ件数２件 （令和５年度）	保健センター

事業名等	概要	現状・実績	関連担当課
低所得の妊婦に対する妊娠判定費助成事業	低所得世帯の妊婦に対し産科医療機関において妊娠判定に要する診察・尿検査・超音波検査等の費用のうち、保険診療外の診察及び検査費用の一部を助成する事業です。（※妊娠１回につき上限１万円まで、同一年度内２回まで）	●初年度となる令和５年度は実績がなかったため、今後も事業の周知に努めます。	保健センター こども家庭センター
妊婦健診事業	妊娠中における基本的な妊婦健診、血糖検査等の血液検査、肝炎ウイルス検査、ＨＴＬＶ-1 抗体検査等の免疫学的検査、微生物学的検査、Ｂ群溶血性連鎖球菌、超音波検査の検査費用を上限 14 回助成します。	●受診延人数 1,830 人（令和５年度）	保健センター
産婦健診事業	産後２週間頃と１か月頃に産科医療機関にて問診・尿検査・血圧測定・エジンバラ産後うつ質問票及び保健指導における費用を上限2回助成します。	●受診延人数 52 人（令和５年度）	保健センター
おひさま出産・子育て応援ギフト金事業	保健センター内「おひさま」における妊娠中から産後までの伴走型相談支援と、１回の妊娠・子ども１人の出産につき各５万円の経済的支援を一体的に行います。	●出産ギフト　194 件 子育てギフト 182 件 （令和５年度）	保健センター こども家庭センター

（２）「食育」の推進

事業名等	概要	現状・実績	関連担当課
食育推進事業	健全な心と体を培い、豊かな人間性を育むため、「第２次小松島市食育推進計画」をもとに、子どもの基本的な生活習慣形成のための保健指導、妊産婦や乳幼児に関する栄養指導など、母子保健事業すべてにおいて「食育」の重要性を呼びかけ、食育推進活動を行います。	●小松島市食育推進実務者会議開催（年１回） （令和５年度）	保健センター 教育政策課 児童福祉課 農林水産課
学校給食推進事業	“地域に根ざした学校給食”の推進を図ることを目的とし、学校・給食物資生産者・関係機関との食育ネットワークの連携を強化し、学校給食における地場産物活用率の向上を促します。 また、地域の生産者をゲストティーチャーに迎えての公開授業や、食習慣調査・栄養摂取状況調査等の実施により、食の大切さや安全性に対する子どもたちの意識を啓発します。	●　６月期 57.8% 11 月期 57.5% （令和５年度）	教育政策課

（３）思春期保健対策の推進

事業名等	概要	現状・実績	関連担当課
思春期における相談体制の充実	福祉事務所内に家庭児童相談員を配置し、不登校、学校での人間関係、家族関係、非行の問題を抱える児童や当該の児童の保護者の相談に応じるとともに、学校や児童相談所等関係機関と連携して必要な支援を行います。 また、スクールカウンセラー活用事業として、小中学校からの依頼に応じ、スクールカウンセラーが相談活動を行います。	●家庭相談員２名 スクールカウンセラー2名 （令和５年度）	児童福祉課 学校課

（４）小児医療の充実

事業名等	概要	現状・実績	関連担当課
かかりつけ医の確保と徳島こども救急電話相談の啓発	健康管理のために、身近な地域で継続的な医療が受けられる、かかりつけ医を持つように勧めるとともに、新生児訪問で徳島こども救急電話相談（#8000）を紹介し利用についての啓発を行います。	●啓発活動を継続中 （令和５年度）	保健センター
子どもはぐくみ医療費助成事業	子どもの健康維持を図り、その家庭の経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成する事業です。 子どもを扶養している保護者に対し、医療費の自己負担分を助成することにより疾病の早期発見と治療の促進をもって、子どもの保健向上と福祉増進を推進します。	●受給者数 4,263 人 （令和５年度）	保険年金課
養育医療	身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする子どもが、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に必要な医療費を公費により負担する事業です。	●養育医療給付受給者数 ４人 （令和５年度）	保険年金課
育成医療	病気や、身体の機能に障がいのある 18 歳未満の児童等を対象に、確実な治療の効果が期待できる手術等の医療を指定医療機関で受ける場合に、その治療にかかった医療費の一部を公費で負担します。	●育成医療給付受給者数 ４人 （令和５年度）	介護福祉課

基本目標３　子どもの健やかな心身を育む教育・保育環境の整備

（１）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

事業名等	概要	現状・実績	関連担当課
ブックスタート事業	「赤ちゃんと保護者が絵本を介して、ゆっくり心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる」ことを目的に、１歳6か月児健診に訪れる親子を対象に、ボランティアスタッフによる絵本の読み聞かせを実施し、１冊の絵本を贈る事業です。	●配布率 81.5% （令和５年度）	生涯学習課
図書館の充実	「子育て支援コーナー」「人気児童書コーナー」を設置し、読書を通じて子どもたちの健やかな成長の手助けとなるよう、図書館の充実に取り組みます。	●０歳～５歳の子どもを対象に絵本を年齢別に分類するなど利用者の方が選びやすい図書館づくりを行っています。	生涯学習課

（２）家庭や地域の教育力の向上

事業名等	概要	現状・実績	関連担当課
世代間交流事業	私立保育園、公立・私立認定こども園において、入所児童による老人福祉施設等への訪問や、これらの施設の入所者や地域のお年寄りを招待し、劇・季節的行事・手作り玩具製作・伝承遊び等を通じて世代間のふれあい活動を行う事業です。	●実施施設数 私立保育園・認定こども園５園、 延べ参加人数 2,943 人 （令和５年度）	児童福祉課

事業名等	概要	現状・実績	関連担当課
問題を抱える子どもの自立支援事業	「問題を抱える子どもの自立支援事業」として、不登校児童生徒等にとって適応指導教室が安心して生活のできる「心の居場所」となるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、小児科医などの専門家等と指導員、保護者が連携し、相談を重ねながら子ども一人ひとりに応じた指導や対応を行います。	●登録児童数 21 名 （令和５年度）	教育研究所
就学援助制度	経済的な理由によって就学が困難な児童生徒に対し、教育を受ける機会を確保するため、学用品等の援助を行い、小中学校における義務教育の円滑な実施を促します。	●制度認定者数 小学生 182 人 中学生　96 人 （令和５年度）	学校課
一般補導員街頭補導事業・専門補導員街頭補導事業	青少年の非行防止と、子どもたちの安全を守るため、専門補導員による街頭補導や市内巡回を実施し、安全確保に努めます。また、一般補導員の街頭補導として、各地域の祭礼時の補導活動や日々の見守り活動等を行います。	●巡回パトロール 476 回 祭礼補導　10 回 補導・指導　０回 （令和５年度）	青少年健全育成センター

基本目標４　子育てを支援する生活環境の整備

（１）良質な居住環境の整備

事業名等	概要	現状・実績	関連担当課
公営住宅の整備	公営住宅法に基づき、住宅に困窮するひとり親世帯等が市営住宅へ優先的に入居できるよう住宅の提供を行い、低廉な家賃で賃貸し、市民生活の安定・社会福祉の増進に取り組みます。 また、「小松島市営住宅長寿命化計画」に基づき、施設の更新・長寿命化・統廃合等を計画的に進めます。	●市営住宅管理戸数 854 戸 （令和５年度）	住宅課
児童遊園管理事業	児童遊園は、除草作業や、遊具等の修繕、危険遊具等の撤去などを通じて、児童の遊び場の環境保持と事故防止、児童の安全確保を行います。	●市職員、専門的見地を有する業者による遊具の定期点検、必要に応じて修繕や取替、撤去などの対応を行っています。	児童福祉課
公園管理事業	都市計画法及び関係法令等に基づき、小松島ステーションパーク・しおかぜ公園・立江川親水公園・歩行者自転車専用道路を設置し、市民の憩いの場として提供します。 各施設については、点検パトロールを強化し、施設の状況を的確に把握することで、利用者の安全対策の強化に努めます。	●定期的に巡回することで、適切な維持管理を行っています。	都市整備課
公園・緑地の整備	「小松島市都市計画マスタープラン」「小松島市緑の基本計画」に基づき、憩いや交流の場となる都市公園の整備を行います。	●都市公園として日峯大神子広域公園を整備中であり、金磯地区では街区公園の整備に向けた取り組みを進めています。	まちづくり推進課

（2）安全・安心のまちづくりの推進

事業名等	概要	現状・実績	関連担当課
交通安全指導活動事業	交通安全教室で使用する備品等を整備し、関係機関と連携を図りながら交通安全意識の啓発、広報活動の推進を行います。	●指導活動の実施回数 幼稚園　１回 保育所（園）２回 小学校 21 回 児童館　３回 （令和５年度）	市民環境課
防犯パトロール活動	地域における犯罪の防止と子どもたちの安全を守るために防犯パトロールを行います。青色回転灯パトロール車にて市内を巡回し、市民の防犯意識の高揚に努めるとともに、市内各小学校の下校時に合わせパトロールを行い、安全なまちづくりの強化を行います。	●見守りパトロール 96 回 （令和５年度）	市民環境課
交通安全立哨指導活動事業	交通事故の被害者になりやすい幼児・児童が安全に通学（園）できるよう、市内２中学校、11 小学校の通学路において、交通指導員が毎朝立哨をして交通安全の確保を行います。	●交通指導員 10 名 （令和５年度）	市民環境課
通学路の安全・防犯上の安全確保に関する取り組み	小松島市通学路安全推進協議会において、新プログラムを策定し、通学路の危険箇所を交通・防犯の両方の観点からの安全点検を行います。学校より抽出された危険箇所について、各関係機関と実際に合同点検等を行い、改善に向け対策を講じます。毎年３月には対策の進捗状況を市ホームページに掲載します。	●合同点検 16 か所 （令和５年度）	学校課

基本目標５　仕事・子育てが両立できる環境の整備

（１）仕事と子育ての両立の推進

事業名等	概要	現状・実績	関連担当課
幼児教育・保育の無償化事業	保育園、認定こども園、幼稚園等に入所する３歳から５歳児及び市民税非課税世帯の０歳から２歳に係る保育料を無料とし、また副食費についても小松島市に在住する方については免除とする事業です。	●令和４年９月より小松島市子育て世代応援プロジェクトとして課税世帯の０歳から２歳児の保育料減額を実施しています。	児童福祉課 学校課
仕事と生活の調和の実現	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、行政、産業界、民間ボランティア等と連携しながら、子育て家庭等の地域の実情に応じた取り組みを進めます。	●ファミリー・サポート・センター事業では、令和6年1月より「依頼会員」の利用料金引き下げ、「提供会員」の報酬引き上げ改定を行い、より利用しやすくしています。	人権推進課 児童福祉課

（２）男女共同参画による子育ての推進

事業名等	概要	現状・実績	関連担当課
地域における男女の参画促進	「第３次小松島市男女共同参画計画～こまつしま女（ひと）と男（ひと）のハーモニープラン３」に基づき、男女が安心して仕事と子育て、地域での生活を両立できるよう、固定的な性別役割分担等の意識改革を図るため、広報・啓発、研修、情報提供等を行います。	●「第３次小松島市男女共同参画計画」に基づき、地域社会における男女共同参画への理解増進と、地域団体等の役員等への女性登用を促しています。	人権推進課

基本目標６　要保護児童等への対応などきめ細やかな取り組みの推進

（１）児童虐待防止対策の充実

事業名等	概要	現状・実績	関連担当課
要保護児童対策事業	児童虐待等による保護や支援を要する児童の増加に対し、市町村のみならず、民生児童委員・警察関係等をはじめとした、様々な各関係機関や地域が連携強化を図るため、21 の関係機関から構成される「小松島市要保護児童対策地域協議会」を中核として、虐待事案に即応可能な情報の共有化（ネットワークの構築）と迅速な対応を図っていくことで、虐待等の未然防止・早期発見を促進します。 また児童虐待防止の啓発のための活動として、ホームページや横断幕、パンフレットを配布するなど、広報活動に取り組みます。	●児童虐待相談対応件数 46 件 （令和５年度）	児童福祉課

（２）母子・父子家庭の自立支援の推進

事業名等	概要	現状・実績	関連担当課
ひとり親家庭への経済的支援（各種手当等の支援）	ひとり親家庭の親に対して、児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療費助成制度、母子・父子家庭児童入学祝金給付事業、母子・父子自立支援員による自立支援給付事業を行い、経済的な負担の軽減を図ります。	●児童扶養手当受給者数 284 人 （令和５年度）	児童福祉課

事業名等	概要	現状・実績	関連担当課
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭及び父子家庭の雇用安定及び就職促進を図るために、必要な職業に関する教育訓練として、指定された講座を受講した母子家庭の母親または、父子家庭の父親に対し、自立支援教育訓練給付金を支給する事業です。就労支援につながる主体的な能力開発を促進し、母子家庭及び父子家庭の自立支援を行います。	●支給人数１人 （令和５年度）	児童福祉課
母子家庭等高等技能訓練促進費等事業	母子及び父子ならびに寡婦福祉法施行令に基づき、母子家庭の母親または、父子家庭の父親について、生活の安定に資する資格取得を支援し、養成訓練の受講期間について「高等職業訓練促進給付金」を支給するとともに、経済負担を考慮し、修了時に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給する事業です。生活の負担軽減を図り、資格を容易に取得することができるよう支援を行います。	●支給人数３人 （令和５年度）	児童福祉課
母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者の自立を促進するため、「母子・父子自立支援プログラム策定員」を配置し、個々の児童扶養手当受給者の状況・課題等に対応した「自立支援プログラム」を策定します。これを基本に、生活保護受給者等就労支援事業や母子家庭等就業・自立支援センター事業等を活用することにより、児童扶養手当受給者に対し、きめ細やかで継続的な自立就労支援を行います。	●プログラム策定件数 ３件 （令和５年度） ※うち２名が就業、 １名は職業訓練	児童福祉課

（３）障がい児等に対する支援の充実

事業名等	概要	現状・実績	関連担当課
特別支援教育制度	障がいのある幼児・児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行います。	●特別支援ボランティア配置８人 ●特別支援教育支援員配置８.５人 ●教育支援委員会の実施３回 （令和５年度）	学校課
地域生活支援事業	障害者総合支援法第 77 条に基づき、障がい児の移動を支援する事業、訪問入浴事業、障がい児等を日中一時的に預かる事業等を実施し、障がい児等の日常生活または、社会生活の支援を行います。	●利用件数 日中一時支援事業１件 移動支援事業 19 件 訪問入浴 35 件 （令和５年度）	介護福祉課
心身障がい児（者）在宅介護等支援事業	心身障がい児等が家庭において介護を受けることができない場合に、必要とする一時的な介護または、移動の支援を行い、その障がい児及びその家族の地域生活における利便性の向上を促進します。	●事業の実施状況 登録者数３人 利用実績（介護サービス）149 時間 （令和５年度）	介護福祉課
障がい児のいる家庭への各種手当の助成	障がい児又は保護者に対して、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、重度心身障害児福祉手当、重度心身障害者等医療費助成制度等の各種手当の支給を行い、経済的な負担の軽減を図ります。	●特別児童扶養手当受給者 70 人 ●重度医療認定人数 37 人 ●障害児福祉手当 25 人 ●重症心身障害児福祉手当 47 人 （令和５年度）	介護福祉課 保険年金課 児童福祉課

事業名等	概要	現状・実績	関連担当課
障がい児保育事業	保育所（園）・認定こども園に入所（園）している障がいのある子どもや発達上課題がみられる子どもに対して加配保育士を配置し、きめ細やかな保育を行う事業です。 巡回教育相談では、保育士に障がい児に対する専門的知識を知らせるとともに、保護者への支援方法についても指導します。	●それぞれの子どもの状態に応じた支援・指導を適切に行うため、積極的な研修参加等を通じて知識や経験を習得し、多様なケースに対応しています。	児童福祉課
児童発達支援	未就学の障がい児を療育機関等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行う事業です。	●利用件数 535 件 （令和 5 年度）	介護福祉課
放課後等デイサービス	小学生以上から高校生までの障がい児が療育機関等を利用し、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行う事業です。	●利用件数 1,580 件 （令和５年度）	介護福祉課
保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある指導員等が保育所等を訪問し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行う事業です。	●利用件数 13 件 （令和 5 年度）	介護福祉課
医療型児童発達支援	未就学の肢体不自由児であり、理学療法等の機能訓練または、医学的管理下での支援が必要と認められた児童が療育機関等を利用する事業です。日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行うとともに、状況により治療などの支援も行います。	●サービスの提供体制は整備していますが、利用希望者はいない状況です。	介護福祉課

第６章　計画の推進体制

１　計画の推進に向けて

小松島市子ども・子育て支援事業計画を実効あるものとするため、次の取り組みを実施します。

（１）推進体制の整備

本計画の推進には、子育て支援に関係する部署だけでなく、道路整備担当課や公園整備担当課など、他の関係各課と連携を図り、相互で協力して取り組むことが重要です。

また、行政だけでなく、様々な分野の方々との関わり合いが必要です。そのため、家庭をはじめ、保育所、認定こども園、幼稚園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組みます。

（２）情報共有の推進

本市ではこれまで、子育て支援に関する情報等について、広報や市のホームページを活用し、住民に対する広報・周知の充実に努めてきました。

今後も、本計画の進捗状況や市内施設・サービス等の情報について、広報や市のホームページ等を活用して、周知・啓発に努めます。

（３）広域利用や県との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、保育所や認定こども園、幼稚園等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。そのなかで、各種事業の広域利用、障がい児への対応など、広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町村や徳島県と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めます。

２　施設整備の状況について

小松島市内の施設整備については、令和６年４月に策定した小松島市公立就学前教育・保育施設再編計画に基づき、就学前教育・保育に関する様々な課題に対応するため、令和 10 年４月に新公立認定こども園（幼保連携型）開園を目標とし、現在作業を進めています。

今後も少子化の進行や施設の利用ニーズ等の変化を考慮しながら、安定的な教育・保育環境の充実を図ります。

なお、本市では令和 10 年に開園する新公立認定こども園の定員数については、急激に進行する少子化等の影響により利用児童数が減少の一途をたどっている状況のなか、効率的な規模及び今後の保育ニーズの推移を見極めつつ、適正な定員規模にするとともに、多様化する支援に対応できる保育事業を実施するなど、子育て世代への支援サービスの充実化にも努めます。

３　計画の評価・確認等

計画の着実な推進のため、庁内関係各課を中心とした具体的な取り組みの進捗状況についての把握に努めるとともに、「小松島市子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況を確認し、取り組みの実施状況についての点検及び評価を行います。

また、第４章の事業の量の見込みについては、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、 その実施状況を、年度ごとに進捗状況を把握・管理しつつ、利用者の動向を鑑み、国・県の動向や地域の環境に適合した事業展開に活かしていくものとします。

このような点検・評価により、定期的な点検に基づく継続的な改善と、既存の体制・事業の見直しや再構築等を行います。

資料編

１　小松島市子ども・子育て会議条例

小松島市子ども・子育て会議条例

平成２５年７月１日

条例第２５号

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第７２条第１項並びに児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第８条第１項及び第３項の規定に基づき，小松島市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　子育て会議は，法第７２条第１項各号に掲げる事務を処理し，並びに児童福祉法第８条第１項本文及び第３項に掲げる事項を調査審議するものとする。

（組織）

第３条　子育て会議は，委員２０人以内をもって組織する。

２　委員は，法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから，市長が任命する。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は，２年とする。ただし，委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

２　委員は，再任されることができる。

（臨時委員）

第５条　市長は，子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは，臨時委員若干人を置くことができる。

２　臨時委員は，市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

３　臨時委員の任期は，当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

（委員長及び副委員長）

第６条　子育て会議に委員長及び副委員長１人を置く。

２　委員長及び副委員長は，委員の互選によって定める。

３　委員長は，子育て会議を代表し，会務を総理し，会議の議長となる。

４　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるとき，又は委員長が欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第７条　子育て会議の会議は，委員長が招集する。ただし，委員長及び副委員長が選出されていないときは，市長が行う。

２　子育て会議は，委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

３　子育て会議の議事は，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，委員長の決するところによる。

（部会）

第８条　子育て会議に，部会を置くことができる。

２　部会は，委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

３　部会に部会長を置き，委員長が指名する。

４　部会長に事故があるとき，又は部会長が欠けたときは，委員長の指名する部会の委員が，その職務を代理する。

５　第６条第３項の規定は部会長の職務について，前条（第１項ただし書きを除く。）の規定は部会の会議について，それぞれ準用する。この場合において，第６条第３項並びに前条第１項本文及び第３項中「委員長」とあるのは「部会長」と，第６条第３項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と，同条第２項及び第３項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

（関係者の出席等）

第９条　委員長又は部会長は，それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは，関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き，又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第１０条　子育て会議の庶務は，児童福祉課において処理する。

（委任）

第１１条　この条例に定めるもののほか，子育て会議の運営に関し必要な事項は，委員長が子育て会議に諮って定める。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

附　則（平成２７年条例第２１号）

この条例は，平成２７年４月１日から施行する。

附　則（令和５年条例第２５号）

この条例は，公布の日から施行する。

２　小松島市子ども・子育て会議委員名簿

（令和７年３月現在：順不同、敬称略）

分　野	関係機関名称	役　職	氏　名
学識経験者	徳島文理大学総合政策学部	教　授	◎　松村　豊大
	徳島大学大学院社会産業理工学研究部	教　授	○　内海　千種
	徳島赤十字病院小児科	医　師	武知　淳美
関係団体代表者	徳島県中央こども女性相談センター	課　長	宮田　貴美子
	小松島市民生・児童委員連絡協議会	副会長	山本　富繁
	小松島市保育所後援会連合会	会　長	森本　友晴
	徳島県徳島保健所	課　長	竹谷　水香
	小松島市教育委員会	教育長 職務代理者	福良　正典
	小松島市小・中学校 PTA 連合会	会　長	住村　洋昌
	徳島県保育事業連合会	会　長	大和　忠広
	小松島市母子保健推進員会	会　長	牛田　優子
	小松島市学童保育クラブ連絡協議会	会　長	牛田　真巳
	徳島県私立幼稚園・認定こども園協会	会　長	木内　啓嗣

◎委員長、○副委員長

３　策定までのスケジュール

■小松島市子ども・子育て会議開催経過

年　度	日　程	検討内容
令和 ５年度	第３回 令和６年３月１日 （金曜日）	（1）アンケート調査結果について （2）教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の実施状況と今後の見込み及び提供体制の確保内容について （3）その他
令和 ６年度	第１回 令和６年８月 23 日 （金曜日）	（1）第 3 期小松島市子ども・子育て支援事業計画骨子案について （2）その他
	第２回 令和６年 10 月 21 日 （月曜日）	（1）教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の実施状況等について （2）第 3 期小松島市子ども・子育て支援事業計画骨子案について （3）その他
	第３回 令和６年 11 月 18 日 （月曜日）	（1）第 3 期小松島市子ども・子育て支援事業計画素案について （2）その他
	第４回 令和７年２月 12 日 （水曜日）	（1）パブリックコメントの結果について （2）第 3 期小松島市子ども・子育て支援事業計画の成案作成について （3）その他

第３期小松島市
子ども・子育て支援事業計画

発行：小松島市保健福祉部児童福祉課

〒773-8501　徳島県小松島市横須町１番１号
電話　0885-32-2114　FAX　0885-32-3738
発行年月：令和７年３月
策定支援業務受託業者
株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所